

# 国立国会図書館 調査及び立法考查局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	成年後見制度の現状と課題
他言語論題 Title in other language	Current Status and Issues of the Adult Guardianship System
著者 / 所属 Author(s)	石原 隆史 (ISHIHARA Takashi) / 国立国会図書館調査及び立法考查局専門調査員 行政法務調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考查局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	899
刊行日 Issue Date	2025-11-20
ページ Pages	1-30
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	平成 12 年に導入された成年後見制度は、その利用が低調に推移しており、現在、政府において見直しが図られている。本稿では、その検討状況を踏まえ、同制度の現状、課題等について考察する。

- \* この記事は、調査及び立法考查局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
- \* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 成年後見制度の現状と課題

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 行政法務調査室主任 石原 隆史

## 目 次

はじめに

- I 成年後見制度とは
- II 成年後見制度の成立後の動向
  - 1 障害者権利条約
  - 2 国内法制等
- III 成年後見制度の現状
- IV 成年後見制度の課題
  - 1 法定後見制度の課題
  - 2 任意後見制度の課題
  - 3 小括
- V 政府における成年後見制度の見直し
  - 1 成年後見部会中間試案
  - 2 成年後見制度利用促進専門家会議中間検証報告書
  - 3 地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめ
  - 4 個別の課題の検討

おわりに

キーワード：成年後見制度、障害者の権利に関する条約、意思決定支援、自己決定の尊重

## 要 旨

- ① 成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な者についてその判断能力を補う制度であり、自己決定の尊重等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を図るという理念的要請に応えるために、平成11（1999）年の民法一部改正法等により、禁治産・準禁治産制度に代わって導入された。しかし、我が国の潜在的な利用者数と比較すると、その利用は低調であるとされる。
- ② 成年後見制度の成立後には、国際的には障害者権利条約に加盟し、国際連合障害者権利委員会からは、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するためには民法を改正すること等の勧告を受けた。国内的には、第二期成年後見制度利用促進基本計画において、国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うとした。
- ③ 成年後見制度の利用が低調な理由は、複雑に絡み合っているが、①後見人等により本人（家族）の意思・ニーズに合致していない権限行使がなされること、②本人（家族）の報酬等支払の負担が重いことに收れんすると考えられる。また、任意後見制度の利用が進まない理由として指摘されているものには、①任意後見契約の締結に至らないことに結び付くものと、②任意後見監督人の選任申立てに至らないことに結び付くものの2つのパターンがある。
- ④ 以上のような国内外の動向を踏まえて、政府において、その制度・運用について見直しが図られ、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において中間試案が発表されたほか、成年後見制度利用促進専門家会議において中間検証報告書、地域共生社会の在り方検討会議において中間とりまとめがそれぞれ発表されている。
- ⑤ 現在の「終わらない」成年後見制度が「終わる」ものとなるか、また、我が国の成年後見制度の制度設計についてどのような方向性が打ち出されていくか、といったポイントについて、「利用者がメリットを実感できる成年後見制度」に向けての今後の動向が注目される。

## はじめに

平成 12（2000）年にスタートした成年後見制度<sup>(1)</sup>は、少子高齢化が進む我が国においてますます重要性を増しているにもかかわらず、その利用は低調に推移しており、その原因として使い勝手の悪さも指摘されている。これに対しては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号。以下「利用促進法」）に基づく「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定。以下「第二期計画」）<sup>(2)</sup>及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る成年後見制度利用促進専門家会議中間検証報告書」（以下「中間検証報告書」）<sup>(3)</sup>において運用面での改善が提案されていることに加えて、法制審議会民法（成年後見等関係）部会（以下「成年後見部会」）<sup>(4)</sup>等において制度面での改善も検討されてきている。

そこで、本稿では、成年後見制度の現状及び政府において進められている検討状況を踏まえつつ、同制度の課題について考察する。

### I 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上の障害により判断能力<sup>(5)</sup>が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な者についてその判断能力を補う制度であり、その者の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目的とする<sup>(6)</sup>。成年後見制度は、平成 11（1999）年の民法一部改正法等<sup>(7)</sup>により、禁治産・準禁治産制度<sup>(8)</sup>に代わって導入された。

従前の禁治産・準禁治産制度の趣旨は、意思無能力を後から証明することが困難であり、逆に証明に成功したときは取引の相手方に不測の損害を与えるため、意思能力のない者を定型化して、意思無能力者を保護するとともに取引の相手方を警戒させる必要があり、また意思能力はあるが独立の経済人として取引するのに適しない者を含めて保護監督の制度を設けなければ

\*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 7（2025）年 10 月 16 日である。

- (1) 成年後見制度の現状と課題を論ずる当館の刊行物としては、岡村美保子「成年後見制度」『少子化・高齢化とその対策—総合調査報告書—』（調査資料 2004-2）国立国会図書館調査及び立法考查局、2005, pp.198-209. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/999536/1/14>> がある。
- (2) 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和 4 年 3 月 25 日閣議決定）厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>>
- (3) 成年後見制度利用促進専門家会議「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」2025.3.7. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/1200000/001435369.pdf>>
- (4) 本稿で引用する成年後見部会の議事録（構成員の発言）や資料は、「法制審議会—民法（成年後見等関係）部会」法務省ウェブサイト <[https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02\\_003007\\_00008](https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003007_00008)> から参照することができる。
- (5) 民法上は「事理を弁識する能力」…ものごとの意味あるいは自らの行為の意味を理解する精神的能力とされる（山野目章夫編『新注釈民法 1（総則（1））』有斐閣、2018, p.489.（小賀野晶一執筆部分））。「精神上の障害」としては、認知症、知的障害、精神的障害が挙げられている（赤沼康弘・鬼丸かおる編著『成年後見の法律相談新版』学陽書房、2022, p.17.（白井典子執筆部分））。
- (6) 小林昭彦ほか編著、福本修也ほか『新成年後見制度の解説 改訂版』金融財政事情研究会、2017, p.3.
- (7) 具体的には、「民法の一部を改正する法律」（平成 11 年法律第 149 号）において民法上に従来の禁治産・準禁治産制度に代わって法定後見制度が導入され、「任意後見契約に関する法律」（平成 11 年法律第 150 号）において任意後見制度が、「後見登記等に関する法律」（平成 11 年法律第 152 号）において後見登記等の制度が導入された。その他、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 151 号）において、民法の一部改正等に伴う 181 の法律の整備がなされている。
- (8) 禁治産・準禁治産制度は、民法（明治 29 年法律第 89 号）の制定当初から規定されており、昭和 22（1947）年に家制度の廃止に伴い、所要の改正がなされた。

ならないという要求に応えるものとされていた<sup>(9)</sup>。この結果、「民法の無能力者制度は、独立取引能力の不十分による財産の減少を防止しようとするものであるから、結局は有産者を保護する機能をいとなむことになる」とされ、併せて「準禁治産制度は、浪費者と同じ経済的単位に属する人たちのために財産を保全する、という機能も果たしている」とされていた<sup>(10)</sup>。

このような禁治産制度には、「かねてから、種々の点において利用しにくい制度となつてゐるとの指摘があり、高齢社会への対応および知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、現行制度を柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度にすることへの社会的要請が高まりを見せて」いたとされる<sup>(11)</sup>。

そこで、成年後見制度は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、判断能力の不十分な高齢者や障害者にとって利用しやすい柔軟かつ弾力的な制度を設計するという実務的要請とともに、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション<sup>(12)</sup>等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を図るという理念的要請に応えるために構築することが必要とされたものである<sup>(13)</sup>(表1)。

成年後見制度全体の構想としては、ドイツ法に倣い、類型分けをやめて、各個人ごとに補助者の同意が必要な行為や、補助者が代理権を有する行為を決めようとする考え方(一元論)もあった<sup>(14)</sup>。しかし、フ

表1 旧禁治産制度の問題点及び成年後見制度導入時の改正の概要

旧禁治産制度等の問題点	成年後見制度導入時の改正
禁治産・準禁治産で効果が大きく異なり、硬直的	禁治産・準禁治産→成年後見・保佐の類型を引き継ぎつつ、当事者の個別的な選択・判断に委ねる範囲を拡張
軽度の場合に利用できない	軽度の場合を対象とする「補助」を新設
禁治産者は全ての法律行為が取消し可能なため、日常生活に関する行為ができない	取消し可能な行為から「日常生活に関する行為」を除外
保佐人は同意権のみ有し、代理権・取消権がないので保護の実効性に欠ける	保佐人に代理権・取消権を付与
身寄りのない者等の財産管理等に支障	市町村長に法定後見の開始の審判の申立権を付与
用語や欠格条項のために社会的偏見	用語の変更及び欠格条項の縮減
戸籍への記載に対する利用者の抵抗感	戸籍への記載を廃止、登記制度を新設
必ずしも配偶者が後見人等に適任とは言えず	配偶者法定後見人制度を廃止、家裁が適任者を選任
身上監護について、後見人の療養看護義務のみ	身上配慮義務の一般的規定を創設
本人の判断能力低下時の任意代理に濫用のおそれ	「任意後見制度」を新設し、任意後見監督人を必須化

(出典) 小林昭彦ほか編著、福本修也ほか『新成年後見制度の解説改訂版』金融財政事情研究会、2017, pp.8-11, 229-232を基に筆者作成。

(9) 四宮和夫『民法総則 第4版』弘文堂、1986, pp.46-47.

(10) 同上, pp.47, 55.

(11) 小林ほか編著、福本ほか 前掲注(6), p.5. なお、「従来の行為能力制度、とりわけ禁治産・準禁治産制度は、本人保護の名のもとに特定の人びとに「無能力者」のレッテルを貼って市民社会の「取引ゲーム」から排除し、あるいは「取引ゲーム」への参加を制限することに重点を置いてきた。そこには、不幸にして十分な精神的能力を備えない人々への配慮や、それらの人びとの自己決定ができるだけ尊重するという姿勢が希薄であった」とされる(内田貴『民法 I-1(総則) 第5版』東京大学出版会、2025, p.128.)。

(12) ノーマライゼーションとは、障害者も家庭や地域において通常の生活をできる社会、障害者と健常者が共生することができる社会を創設するという理念をいう(山野目編 前掲注(5), p.448. (新井誠執筆部分))。

(13) 小林ほか編著、福本ほか 前掲注(6), p.8.

(14) 星野英一「特別講義 民法典の一〇〇年と現下の立法問題(中)」『法学教室』211号、1998.4, pp.42-43; 「Interview 成年後見制度と立法過程—星野英一先生に聞く—」『ジャーリスト』1172号、2000.2.15, p.4. なお、「法務省民事局に設置された成年後見問題研究会(座長・星野英一)は類型論に(この成果は法制審議会における審議の基礎とされた)、民間の高齢者財産管理法学研究会(座長・米倉明)は一元論に依拠した」とされる(山野目編 前掲注(5), p.485. (小賀野晶一執筆部分))。高齢者財産管理法学研究会の成年後見法(私案)は、『成年後見法(私案)

ランス<sup>(15)</sup>等に倣い、旧禁治産制度に「連続する改正」<sup>(16)</sup>をしようとして、幾つかの類型を設けて処理するが、旧禁治産制度に対する批判を受けて各類型の効果を柔軟にすることと準禁治産者よりも判断力のある者につきもう一つ類型を設けることを考えるもの（多元論）<sup>(17)</sup>が法務省民事局内に設けられた成年後見問題研究会において多数であったとされ<sup>(18)</sup>、成年後見制度として採用された。

その結果、成年後見制度（後述の任意後見制度を含まない法定後見制度）としては、①従前の禁治産制度を基本的に引き継いで、精神上の障害により事理弁識能力（判断能力）を欠く常況にある者に対して後見人が全ての法律行為について包括的な取消権・代理権を有する「成年後見」、②従前の準禁治産制度を基本的に引き継いで、精神上の障害により事理弁識能力が著しく不十分な者に対して保佐人が重要法律行為等に同意権・取消権を有し、家庭裁判所の審判により特定事項に代理権を付与できる「保佐」及び③新設の制度で、精神上の障害により事理弁識能力が不十分な者に対して家庭裁判所の審判により特定事項に同意権・取消権・代理権を付与できる「補助」の三類型を設けることとなった（表2）。

表2 法定後見制度の概要

		成年後見	保佐	補助
対象者		精神上の障害により事理弁識能力 <sup>(注1)</sup> を欠く常況にある者（民7）	精神上の障害により事理弁識能力が著しく不十分な者（左の者を除く）（民11）	精神上の障害により事理弁識能力が不十分な者（左の二者を除く）（民15①）
開始の手続	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、（成年・未成年）後見人、保佐人、補助人、（成年・未成年）後見監督人、保佐監督人、補助監督人、検察官（民7、11、15①） 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人（任10②） 市町村長（老福32、知福28、精福51の11の2）		
	本人同意	不要		必要（民15②）
取消事由	取消事由	原因の消滅（民10、14①、18①）		
	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人（民10、14①、18①）		
同意権・取消権	対象	全ての法律行為（民9） (同意権なし、取消権のみ)	重要法律行為（民13①） <sup>(注2)</sup> 申立ての範囲内で家裁が審判で定める特定の法律行為（民13②） 日常生活に関する行為を除く（民9但、13①但、17①但）	申立ての範囲内で家裁が審判で定める特定の法律行為（重要法律行為の一部のみ）（民17①） →審判への本人同意必要（同②）
	同意権者	－	保佐人 保護者が同意しない場合の家裁の許可（民13③、17③）	補助人
	取消権者	本人・成年後見人	本人・保佐人	本人・補助人
代理権	対象	財産に関する全ての法律行為（民859①） 居住用不動産の処分には家裁の許可必要（民859の3、876の5②、876の10①）	申立ての範囲内で家裁が審判で定める特定の法律行為（民876の4、876の9）	
	本人同意	－ <sup>(注3)</sup>	必要（民876の4②、876の9②）	

一報告書一』（トラスト60研究叢書）トラスト60、1998. <<https://trust-mf.or.jp/pdf/books/30.pdf>> 参照。

(15) 「比較法的には、日本民法における旧禁治産・準禁治産の2類型の制度は、フランス民法における類型論を参考にした。フランス民法は1968年改正により、後見、保佐に加え、新たに裁判所の保護の3類型の制度を導入した。」（山野目編 同上）

(16) 星野 前掲注<sup>(14)</sup>, pp.42.

(17) 同上, pp.42-43; 「Interview 成年後見制度と立法過程—星野英一先生に聞く—」前掲注<sup>(14)</sup>, pp.4-5.

(18) 星野 同上, p.42; 成年後見問題研究会編『成年後見問題研究会報告書』1997, pp.32-36. 公益社団法人商事法務研究会ウェブサイト <[https://www.shojihomu.or.jp/public/library/155/1-sanko\\_2.pdf](https://www.shojihomu.or.jp/public/library/155/1-sanko_2.pdf)>

	成年後見	保佐	補助
財産調査・目録作成	権限義務あり（民853①）		なし
郵便物等の管理 死後事務	権限あり（民860の2、 860の3、873の2）		なし
保護者の責務	本人の意思を尊重する義務・本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務（民858、 876の5①、876の10①）		
保護者の辞任	正当な事由がある場合に限り、家裁の許可を得て辞任可（民844、876の2②、876の7②）		
保護者の解任	不正な行為、著しい不行跡その他任務に適しない事由があるときは、請求又は職権で解任可（民846、876の2②、876の7②）→欠格事由（民847二、876の2②、876の7②）		
本人の民事訴訟能力	訴訟能力は、原則として民法その他の法令に従う（民訴28）		
	成年被後見人は訴訟無能力者 法定代理人（後見人）によらない訴訟行為は無効（民訴31）	訴訟行為には保佐人の同意が必要（民13①四） 相手方提起の訴え等についての訴訟行為は、保護者の同意等の授権不要（民訴32①） 訴えの取下げ等の訴訟行為には、特別の授権必要（民訴32②）	家裁の審判により訴訟行為に補助人の同意が必要（民17①）
本人の人事訴訟能力	能力制限規定の適用除外（人訴13①）		
相手方による特別代理人選任申立て	規定あり（民訴35①、 家事19①）		なし

(法令名の略称等)「民」…民法、「老福」…老人福祉法、「知福」…知的障害者福祉法、「精福」…精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、「民訴」…民事訴訟法、「人訴」…人事訴訟法、「家事」…家事事件手続法、「任」…任章後見契約に関する法律。数字は条・項・号(アラビア数字は条、丸数字は項、漢数字は号)

(注1) 民法上は「事理を弁識する能力」…ものごとの意味あるいは自らの行為の意味を理解する精神的能力（山野目章主編『新注民法1 総則(1)』有斐閣 2018年 p.489(小賀野昌一執筆部分)）。

(注2) ①元本の領収・利用、②借財・保証、③不動産その他の重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為、④訴訟行為、⑤贈与・和解・仲裁合意、⑥相続の承認・放棄・遺産の分割、⑦贈与の申込みの拒絶・遺贈の放棄・負担付贈与の申込みの承諾・負担付遺贈の承認、⑧新築・改築・増築・大修繕、⑨長期賃貸借、⑩①～⑨を法定代理人としてすること、が民法第13条第1項各号に列挙されている。(③) (第3号) の「重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」には、相当な対価を伴う有償の契約である限り、雇用契約(労働契約)・委任契約・寄託契約等のほか、介護契約・施設入所契約等のような身上監護を目的として他人の労務の提供を受ける役務提供契約も該当すると解されている(小林昭彦ほか編著、福本修也ほか『新成年後見制度の解説 改訂版』金融財政事情研究会、2017、p.89)。

(注3) 成年後見においては、開始の審判のみで包括的な代理権が発生するので、個別の代理権付与の審判はなされない。

(出典) 小林昭彦ほか編著、福本修也ほか『新成年後見制度の解説 改訂版』金融財政事情研究会、2017、p.32; 法務省民事局参事官室「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」2025.6. <<https://www.moj.go.jp/content/001442068.pdf>> を基に筆者作成。

成年被後見人となるべき者の精神の状況については原則として鑑定事項とされ<sup>(19)</sup>、「鑑定事項は事案ごとに裁判所が定めるものであるから、裁判所が当該事件において命じた鑑定事項を記載する」<sup>(20)</sup>とされる。その例として、①精神上の障害の有無、内容及び障害の程度、②契約等の意味・内容を自ら理解し、判断する能力及び③回復の可能性が挙げられており、②の記載方法の例として、「a 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる」(いずれにも不相当)、「b 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる」(補助相当)、「c 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる」(不相当)がある。」

(19) 家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 119 条第 1 項。「ただし、明らかにその必要がないと認めるときは」鑑定をしなくとも成年後見開始の審判をすることができる。同条は、保佐にも準用される（第 133 条）。補助についてでは「医師その他適当な者の意見を聴かなければ、補助開始の審判をすることができない」とされている（第 138 条）。なお、「成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約 3.8%（前年は約 4.5%）であった」とされる（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和 6 年 1 月～12 月—」p.9. 裁判所ウェブサイト <<https://www.courts.go.jp/yc-files/courts/2025/20250313kouengaiyou-r6.pdf>>）。

(20) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見制度における鑑定書作成の手引」p.12. 裁判所ウェブサイト <<https://www.courts.go.jp/ve-files/courts/2025/20250515RoukengankyoSuIro.pdf>>。

することができない。」（保佐相当）、「d 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。」（後見相当）が挙げられている<sup>(21)</sup>。そして、その診断書の記載が後見相当とされていれば、裁判所は後見を開始するのが実情とされる<sup>(22)</sup>。

以上の法定後見制度のほかに、「任意後見契約に関する法律」（平成 11 年法律第 150 号）において、「任意後見制度」が導入された。この制度は、関係各界のニーズ<sup>(23)</sup>を踏まえ、判断能力の不十分な本人の保護の事前的な方法として、私的自治の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与（家庭裁判所の選任する任意後見監督人の監督）を法制化することにより、自己決定の尊重の理念に即して、本人の意思が反映されたそれぞれの契約の趣旨に沿った本人保護の制度的な枠組みを構築しようとするもの<sup>(24)</sup>である。任意後見制度の利用形態として考えられるケースとしては、①移行型（通常の任意代理の委任契約から任意後見契約に移行する場合）、②即効型（任意後見契約の締結の直後に契約の効力を発生させる場合）及び③将来型（将来の判断能力低下の時点で任意後見契約の効力を発生させる場合）が挙げられている<sup>(25)</sup>。

家庭裁判所が法定後見と任意後見のいずれの制度による保護を開始するのが適當かを判断することが必要となるケースにおいては、原則として任意後見による保護を優先することとされる。これは、自己決定の尊重の理念に鑑み、自己の後見の在り方を自ら契約で定めた本人の意思を尊重するものである。家庭裁判所が本人の利益のため特に必要があると認めるときは、本人保護の実効性の観点から、例外的に法定後見による保護が開始されることとされている<sup>(26)</sup>。

さらに、「後見登記等に関する法律」（平成 11 年法律第 152 号）において、戸籍への記載に代えて、法定後見及び任意後見契約に関する新しい登録制度として、後見登記等の制度が創設された。後見登記等の制度においては、原則として裁判所書記官又は公証人の嘱託により、登記所に備える登記ファイルに法定後見及び任意後見契約についての所要の登記事項を記録する（第 4 条、第 5 条）。また、代理権等の公示の要請とプライバシー保護の要請との調和の観点から、本人、成年後見人等、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人その他一定の者に請求権者を限定した上で登記事項証明書を交付する（第 10 条）ものとしている。

## II 成年後見制度の成立後の動向

成年後見制度の成立後には、国際的には障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）。

(21) 同上, pp.12-13.

(22) 「成年後見部会第 19 回会議議事録」2025.5.13, p.10.（遠藤圭一郎幹事発言）

(23) 近年、地方自治体において、高齢者・知的障害者・精神障害者等のための財産保全・管理サービスを実施するところが増加していたが、本人が意思能力を有する間にサービス契約を締結する際に、従来、本人の判断能力低下後の任意代理人に対する公的機関の監督の制度が存在しないために、その後本人が判断能力を喪失した場合にはその時点で契約を終了させる旨の約定が多く、実務上不都合が生じているとの指摘があった（小林ほか編著、福本ほか 前掲注(6), pp.227-230.）。

(24) 同上, pp.231-232.

(25) 同上, pp.238-240. なお、日本公証人連合会法規委員会が実施したアンケート調査では、平成 30（2018）年 10 月及び 11 月に全国の公証役場で新たに公正証書が作成された任意後見契約（約 1,900 件）の類型は、移行型：75.5%、将来型：23.7%、即効型：0.7% とされる（法規委員会（任意後見検討小委員会）「任意後見契約に関するアンケート調査結果について」『公証』192 号, 2020.7, pp.151-152.）。

(26) 任意後見契約に関する法律第 4 条第 1 項第 2 号、第 10 条第 1 項。「この意味で、成年後見制度の中心は、民法に基づく法定後見制度から、任意後見契約法に基づく任意後見制度に移ったと理念的・法制的には考えるべきことになろう。」とされた（小林昭彦・原司『平成 11 年民法一部改正法等の解説』法曹会, 2002, p.56.）。

以下「障害者権利条約」に加盟したことに加えて、国内的には成年後見制度の利用が低調であったこと（詳細はⅢに後述）を受けて利用促進法等が制定されるなどの動きがあった。

## 1 障害者権利条約

障害者権利条約は、障害者的人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約である。同条約は、平成 18（2006）年に国連総会において採択され、平成 20（2008）年に発効した。我が国は、平成 19（2007）年に条約に署名し、国内法を整備して平成 26（2014）年に批准した。第 12 条（法律の前にひとしく認められる権利）が成年後見制度に関する規定とされている<sup>(27)</sup>。

### 第 12 条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認めめる。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適當かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、障害者が財産を所有し、又は相続し、自己の会計を管理し、及び銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用を利用する均等な機会を有することについての平等の権利を確保するための全ての適當かつ効果的な措置をとるものとし、障害者がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。

国連の障害者権利委員会<sup>(28)</sup>は、平成 26（2014）年 4 月、一般的意見第 1 号を採択し、第 12 条第 2 項等の「法的能力」については「権利所有者になる能力と、法律の下での行為者になる能力の両方が含まれる。」（パラ 12）と、第 3 項の「支援」については「障害のある人の権利、意思及び選好を尊重し、決して代理人による意思決定を行うことになってはならない。」（パラ 17）と解した<sup>(29)</sup>。そして、令和 4（2022）年 10 月、我が国に対する総括所見を公表し、障害者権利条約第 12 条に関連し、次の内容の懸念を示し、勧告を行った<sup>(30)</sup>。

(27) 新井誠『成年後見制度の生成と展開』有斐閣、2021、p.260。

(28) 障害者権利委員会は、締約国から選ばれた 18 人の専門家（現在、委員の多くが障害当事者）から構成され、締結国による報告を検討し、報告について提案や勧告を行うことが定められている（高澤令則「我が国における障害者権利条約の意義—第 1 回政府報告審査を受けて—」『実践成年後見』103 号、2023.3、p.18.）。我が国出身の委員としては、石川准内閣府障害者政策委員会委員長が平成 29（2017）年～令和 2（2020）年の間に就任し、令和 6（2024）年の選挙で田門浩弁護士が当選している（任期は令和 7（2025）年～10（2028）年）。「障害者権利委員会委員選挙投票結果」2024.6.12. 外務省ウェブサイト <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_00778.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_00778.html)>

(29) Committee on the Rights of Persons with Disabilities, "General comment No.1 (2014)," CRPD/C/GC/1, 2014.5.19. 国際連合ウェブサイト <<https://docs.un.org/en/CRPD/C/GC/1>> 日本語訳は次を参照。石川准「障害者権利委員会総括的所見への対応」（成年後見制度の在り方に関する研究会（第 6 回）資料）2022.11.25. 公益社団法人商事法務研究会ウェブサイト <[https://www.shojihomu.or.jp/public/library/188/6-sanko\\_2.pdf](https://www.shojihomu.or.jp/public/library/188/6-sanko_2.pdf)>

(30) 障害者の権利に関する委員会「日本の第 1 回政府報告に関する総括所見」（仮訳）2022.10.7. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>> なお、勧告に先立つ第 1 回政府報告（平成 28（2016）年）において、日本政府は、障害者権利条約第 12 条に関し、同条第 2 項が規定する「法的能力」が「権利能力」を意味する概念であるとの理解を前提に、我が国の民法が障害者であることを理由に権利能力に制限を設けていない

27. 委員会は、以下を懸念する。
- (a) 意思決定能力の評価に基づき、障害者、特に精神障害者、知的障害者の法的能力の制限を許容すること、並びに、民法の下での意思決定を代行する制度を永続することによって、障害者が法律の前にひとしく認められる権利を否定する法規定。
- (b) 2022年3月に閣議決定された、第二期成年後見制度利用促進基本計画。
- (c) 2017年の障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにおける「the best interest of a person (本人の最善の利益)」という言葉の使用。
28. 一般的意見第1号(2014年)法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。
- (b) 必要としうる支援の水準や形態にかかわらず、全ての障害者の自律、意思及び選好を尊重する支援を受けて意思決定をする仕組みを設置すること。

なお、政府は、総括所見に法的拘束力はないが、「障害者の希望に応じた地域生活の実現、また一層の権利擁護の確保に向けて、今回の総括所見の趣旨も踏まえながら、関係省庁とも連携して、引き続き取り組んでいきたい」<sup>(31)</sup>としている<sup>(32)</sup>。

## 2 国内法制等

### (1) 利用促進法・円滑化法

平成28(2016)年4月、議員立法で利用促進法及び「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」(平成28年法律第27号。以下「円滑化法」)が成立した<sup>(33)</sup>。

利用促進法は、第1条(目的)において、「認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないこと」という現状認識の下に、「成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする」とし、第3条(基本理念)において、成年後見制度の利用の促進は、「成年被後見人等が、

---

いことを指摘するなどして、成年後見制度が障害者権利条約に適合するものである旨を述べており、その後、日本に対する障害者権利条約の第1回政府報告の審査(建設的対話)において、「日本政府は、行為能力制限の撤廃の可能性も否定しない形で、成年後見制度の包括的な見直しを行っているところであり、そこでは、障害者権利条約の趣旨も考慮しつつ、日本の障害者対策に適合した制度の在り方を真摯に検討している」と回答したとされる(古谷真良「成年後見制度に関する障害者権利条約に基づく審査の経過」『実践成年後見』103号、2023.3, pp.27-28.)。

(31) 令和4(2022)年9月16日加藤勝信厚生労働大臣記者会見(「加藤大臣会見概要」2022.9.16. 厚生労働省ウェブサイト <[https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708\\_00481.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708_00481.html)>)

(32) 成年後見部会において、石川准参考人から、総括所見について、「権利委員会は、日本の成年後見制度は、障害者の法的能力を制限し、その意思決定を他者が代理する仕組みだとして、障害者が自らの意思で決定を下すことができるよう、支援付き意思決定制度への移行を求めています。」と説明され、「複数の国で成年後見制度を縮小して、支援付き意思決定制度を整備、あるいは整備の検討をする動きが進められております。」と紹介された(「成年後見部会第6回会議議事録」2024.9.2, p.31.)。なお、各国の取組については、橋本有生「法定後見をめぐる比較法的研究—障害者権利条約12条に関する議論を中心として—」二宮周平編集代表『現代家族法講座第4巻—後見・扶養—』日本評論社、2020. pp.87-105; 「諸外国における成年後見制度と障害者権利条約との関係について」(成年後見部会第2回会議 参考資料3) 2024.5.21 参照。

(33) 利用促進法等の概要については、高山善裕「成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の概要」『実践成年後見』63号、2016.7, pp.38-46.

成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと」（尊厳の尊重）、「成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと」（意思の尊重）及び「成年被後見人等の財産の管理のみならず身の保護が適切に行われるべきこと」（財産管理・身の保護の保障）等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする（第1項）としている。政府は、利用促進法第12条第1項に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を定めることとされた。これは、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けられるものである。

また、円滑化法によって、成年後見人が家庭裁判所の審判を得て成年被後見人宛て郵便物の転送を受けることできること（郵便転送・民法第860条の2、第860条の3）及び成年後見人が成年被後見人の死亡後も一定の事務を行うことできること（死後事務・同法第873条の2）とされた。

## （2）第一期計画・第二期計画

利用促進法第12条第1項に基づき、平成29（2017）年3月に「（第一期）成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定。以下「第一期計画」）が、令和4（2022）年3月に第二期計画が閣議決定された<sup>(34)</sup>。第一期計画では、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和、④権利制限の見直しが今後の施策の目標とされた<sup>(35)</sup>。

第二期計画では、「成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない」とし、「地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく」としている<sup>(36)</sup>。

また、第二期計画では、①本人の自己決定権の尊重、意思決定支援・身の保護も重視した制度の運用、②必要性・補充性の考慮による適切な成年後見制度の利用のための連携体制等の整備、③成年後見制度以外の権利擁護支援策の総合的充実、④任意後見制度や補助・保佐類型の利用のための取組及び⑤不正防止等の推進を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組むとしている<sup>(37)</sup>。

さらに、成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身の保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者権利条約に基づく審査の状況を踏まえ

(34) 対象期間は、第一期が平成29（2017）～令和3（2021）年度、第二期が令和4（2022）～8（2026）年度となる。

(35) 「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定）pp.3-6. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/keikaku1.pdf>>

(36) 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」前掲注(2), pp.3-4.

(37) 同上, pp.4-5.

て見直すべきとの指摘、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされているとしている<sup>(38)</sup>。国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うとしている<sup>(39)</sup>。

加えて、優先して取り組む事項として、①任意後見制度の利用促進、②担い手の確保・育成等の推進、③市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進、④地方公共団体による行政計画等の策定、⑤都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進といったことを挙げ、KPI<sup>(40)</sup>を定めている<sup>(41)</sup>。

### (3) 適正化法

令和元（2019）年6月、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号。以下「適正化法」）が成立した。これは、利用促進法に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるものである。具体的には、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化するとともに、所要の手続規定を整備するものである<sup>(42)</sup>。

### (4) 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン

令和2（2020）年10月、最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート<sup>(43)</sup>及び公益社団法人日本社会福祉士会により構成される意思決定支援ワーキング・グループは、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」<sup>(44)</sup>を発表した。このガイドラインは、専門職後見人はもとより、親族後見人や市民後見人<sup>(45)</sup>を含めて、後見人等に就任した者が、意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるよう、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、後見人等に求められている役割の具体的なイメージを示すものである（図1）。

同ガイドラインにおいて、意思決定支援は、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を

(38) 同上, p.7.

(39) 同上

(40) Key Performance Indicator（重要業績評価指標）のこと（同上, p.6.）。ここでは、令和6（2024）年度末の数値目標を示す。

(41) 同上, pp.49-64, 別紙。

(42) 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000567862.pdf>>

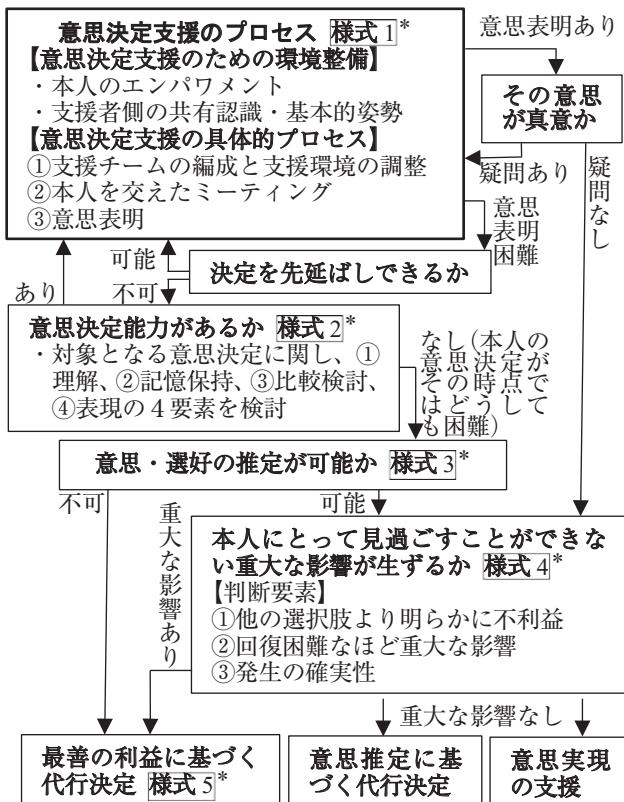
(43) 成年後見制度を担う司法書士の団体（「リーガルサポートって？」公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートウェブサイト <<https://legal-support.or.jp/general/legalsupport/abouts/>>）

(44) 意思決定支援ワーキング・グループ「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」2020.10.30. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>>

(45) 弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援をうけて後見業務を担う（「支援をご検討しているみなさまへ 市民後見人について」厚生労働省「成年後見はやわかり」ポータルサイト <<https://guardianship.mhlw.go.jp/supports/citizen/>>）。

含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動」と定義され、本人の意思決定をプロセスとして支援するものである。通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援（意思形成支援）と、本人が意思を表明することの支援（意思表明支援）を中心とするとされ、意思決定支援は、後見人等による「代行決定」<sup>(46)</sup>とは明確に区別される。同ガイドラインにおける意思決定支援及び代行決定のプロセス（図1）とその基本原則は、以下のとおりである<sup>(47)</sup>。

図1 意思決定支援・代行決定のプロセス



\* 様式1～5は、それぞれのプロセスのアセスメントシート（出典）意思決定支援ワーキング・グループ「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」<<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>>を基に筆者作成。

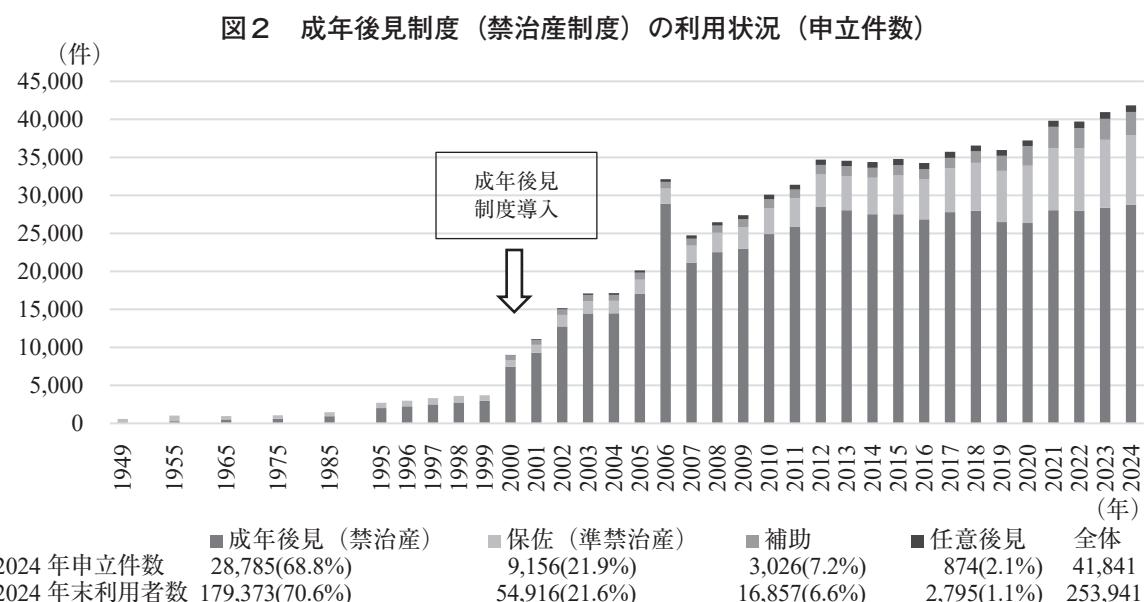
- (1) 意思決定支援の基本原則
- 第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。
- 第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
- 第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。
- (2) 代行決定への移行場面・代行決定の基本原則
- 第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。
- 第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を探らなければならない。
- 第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に探ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。
- 第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。

(46) 代行決定とは、①意思決定支援が尽くされても本人による意思決定や意思確認が困難な場合又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる可能性が高い場合のいずれかにおいて、最後の手段として、後見人等が法定代理権に基づき本人に代わって行う決定をいう（意思決定支援ワーキング・グループ 前掲注<sup>(44)</sup>, p.3.)。なお、「成年後見人等の権限の広さや本人の生活に与える影響の大きさに鑑み、意思決定支援のプロセスを踏まえない安易な推定に基づく法定代理権の行使・不行使を戒めるという趣旨から、本ガイドラインでは、意思推定を代行決定と捉え、濫用を防止するための慎重な検討を求めるという立場を採用している」とされる（同, pp.3-4.）。

(47) 同上, pp.3-4.

### III 成年後見制度の現状

成年後見制度は、その導入により禁治産制度より利用者数が増加している（図2）。しかし、国際的にみると、成年後見制度の利用率は総人口の約1%に相当するとも言われている<sup>(48)</sup>。我が国の総人口（令和6（2024）年10月1日現在）1億2380万人のうち、65歳以上の高齢者人口が3624万人、75歳以上の後期高齢者人口が2078万人となっている<sup>(49)</sup>。また、令和7（2025）年の認知症患者数は471.6万人、MCI（軽度認知障害）患者数は564.3万人とそれぞれ推計されている<sup>(50)</sup>。また、障害者数の概数は、知的障害者（知的障害児を含む。）126.8万人、精神障害者603万人となっている<sup>(51)</sup>。このような潜在的な利用者数と比較すると、成年後見制度の利用は極めて低調であるとされる<sup>(52)</sup>。



（注）2006年の申立件数の一時的急増は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）施行の影響と考えられる（「成年後見制度の現状と課題」地域後見推進プロジェクトウェブサイト <<https://kouken-pj.org/about-current-status/>>）。

（出典）「成年後見関係事件の概況」裁判所ウェブサイト <[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryo/kouken/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/kouken/index.html)>；最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』同 <[https://www.courts.go.jp/app/sihotokei\\_jp/search](https://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search)> 各年版等を基に筆者作成。

類型別にみると、我が国においては、成年後見（類型）が最も多く、約70%を占めている。成年後見（類型）は包括的な財産管理権を有していることから支援者にとって便宜として利用が多くなっている<sup>(53)</sup>とされるが、本人の自己決定権を制約する程度が最も大きいので、成年

(48) 新井誠「成年後見制度の理念と実際」『法学セミナー』575号、2002.11. p.44.

(49) 内閣府『高齢社会白書 令和7年版』p.2. <[https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/pdf/1s1s\\_01.pdf](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf)>

(50) 国立大学法人九州大学「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究報告書」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金）p.12. <<https://www.eph.med.kyushu-u.ac.jp/jpsc/uploads/resmaterials/0000000111.pdf?1715072186>>

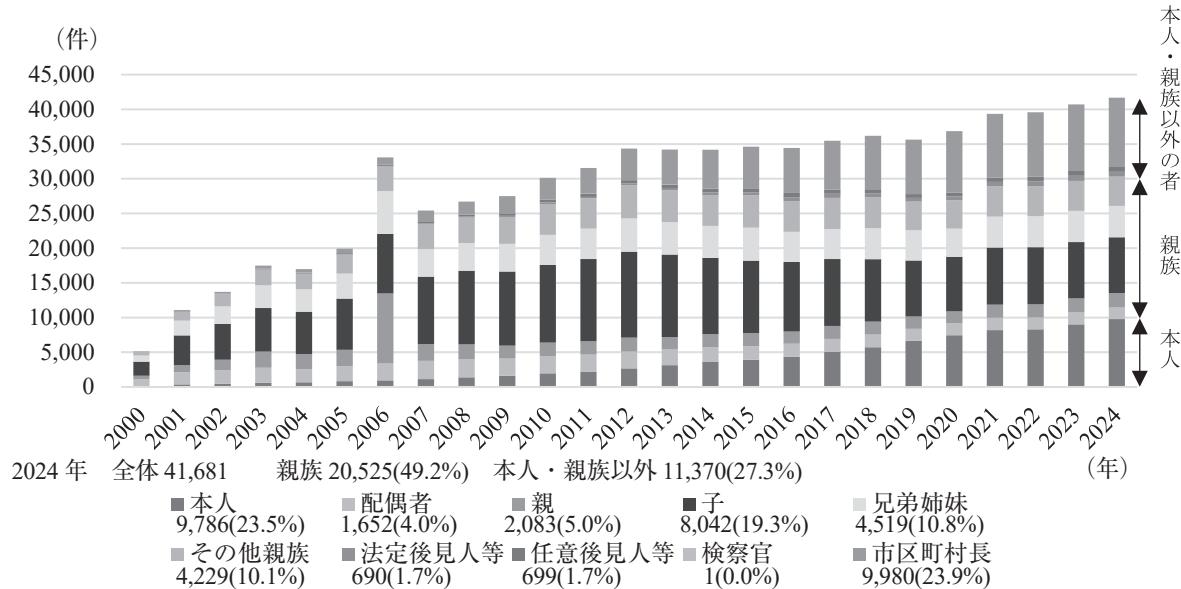
(51) 内閣府『障害者白書 令和7年版』p.199. <<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r07hakusho/zenbun/index-pdf.html>>

(52) 新井誠監修、2010年成年後見法世界会議組織委員会編、紺野包子訳『成年後見法における自律と保護—成年後見法世界会議講演録—』日本評論社、2012. p.4.（新井誠執筆部分）

(53) 成年後見（類型）が多くなっている理由としては、①件数の増加に伴い、鑑定が省略され、それに伴って安易

後見（類型）の偏重を問題視する指摘<sup>(54)</sup>もなされている。

図3 申立人と本人との関係



（出典）「成年後見関係事件の概況」裁判所ウェブサイト <[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryo/kouken/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/kouken/index.html)> を基に筆者作成。

申立人と本人との関係を見ると、成年後見制度発足当初はほとんどなかった市区町村長申立て及び本人申立ての割合が急増している（図3）。この点、成年後見制度を取り巻く状況として、「高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等」<sup>(55)</sup>が挙げられているように、身寄りのない高齢者が増加して、これまでキーマンとして関わってきた家族の割合が相対的に下がってきてている。また、本人申立ての増加については、第二期計画において、「市町村長申立ては、一部の市町村において適切に実施されておらず、例えば、申立てまでに長期間待たされることが常態化し、必要に迫られ本人が申立手続を行うことが難しいにもかかわらず無理に本人申立てをせざるを得ないなど、その実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がある」とされている<sup>(56)</sup>。

成年後見人等になる者も、制度発足当初は、そのほとんどが親族であったが、その後親族以外の者、特に弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職が増加しており、令和6（2024）

に後見相当になっているきらいがある、②包括的な財産管理権が与えられた方が管理しやすいのが実際であり、保佐か後見か微妙な場合にも後見を要望することさえあり得る、③認知症高齢者の場合は今後の判断能力の低下を見込んで後見とすることもある、④保佐は代理権付与には本人の同意が必要だが、通帳を渡したくないなど代理権付与に同意しない場合は法定の同意権留保がなされるだけになり、保佐人は本人の財産を把握することも難しく、本人から同意を求められるのを待つという受動的な活動になりがちである、⑤補助相当の場合は、自ら契約することもできる状態であり、周りの支援者の支援によって社会生活が十分に営める状況にあるので、そのような状況であえて法定後見制度を利用する必要性に迫られることが少ない、⑥補助は本人の意思に基づく類型としながら、嫌になってしまふことはできず、ずっと続くことを考えれば、利用したくない、といったことが挙げられている（井上計雄「3類型の実務上の考察」『実践成年後見』68号、2017.5. pp.57-59.）。

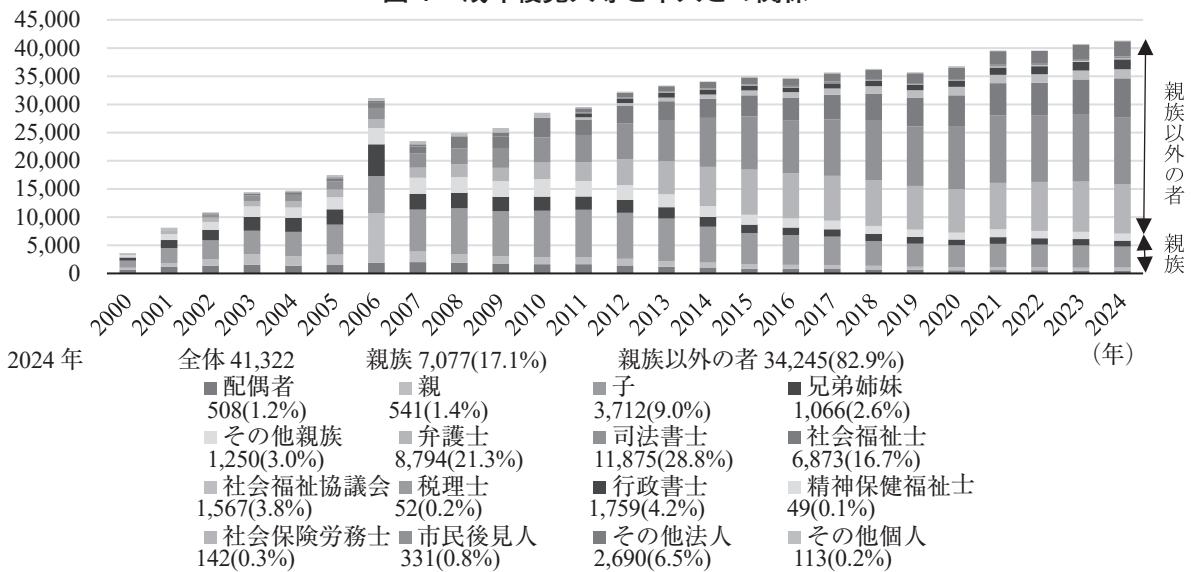
(54) 新井 前掲注<sup>(27)</sup>, p.261; 西川浩之「成年後見制度の見直しに向けた検討と行為能力の制限」『実践成年後見』106号、2023.9, p.46.

(55) 法務省民事局「成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）」2025.6. <<https://www.moj.go.jp/content/001442069.pdf>>

(56) 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」前掲注<sup>(2)</sup>, p.58. この点、判断能力が比較的残存している保佐・補助類型で後見類型より本人申立てが多いというデータもある（宇田川公輔・西岡慶記「成年後見制度の現状と今後の課題」『家庭の法と裁判』15号、2018.8, p.6.）。

年においては、親族 17.1%、親族以外の者 82.9% となっている（図 4）<sup>(57)</sup>。なお、厚生労働省の成年後見制度利用促進専門家会議において、最高裁判所が同年 1 月に各家庭裁判所に情報提供した「最高裁と専門職団体との間で共有した後見人等の選任の基本的な考え方」として、「本人の利益保護の観点からは、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合は、これらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましい」との考え方を示した<sup>(58)</sup>。しかし、親族の成年後見人等の割合は、19.7%（令和 2（2020）年）が 19.8%（令和 3（2021）年）に微増した以外は、一貫して低下し続けている<sup>(59)</sup>。

図 4 成年後見人等と本人との関係



（出典）「成年後見関係事件の概況」裁判所ホームページ <[https://www.courts.go.jp/toukei\\_siryou/siryo/kouken/index.html](https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/kouken/index.html)> を基に筆者作成。

## N 成年後見制度の課題

法定後見制度及び任意後見制度について、挙げられている課題がどのような制度設計や運用に起因しているかを検討する。

### 1 法定後見制度の課題

法定後見制度の利用が低調な理由としては、次のような課題が挙げられている（表 3）。

<sup>(57)</sup> これは、現在の法定後見制度の「旧来の家族頼みの成年後見の構図を脱却し、制度を社会全体で支えていく」という方向（「成年後見の社会化」）の表れと捉えられている（上山泰『専門職後見人と身上監護 第3版』民事法研究会、2015、pp.2-3.）。

<sup>(58)</sup> 「適切な後見人の選任のための検討状況等について」（第2回成年後見制度利用促進専門家会議 資料3）2019.3.18. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000489322.pdf>>；厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室「成年後見制度利用促進専門家会議第2回議事録」2019.3.18, p.5.（宇田川公輔最高裁判所事務総局家庭局第二課長発言）<<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000507635.pdf>>

<sup>(59)</sup> このような「成年後見の社会化」によって、「専門職後見人／後見監督人に対する報酬（や信託銀行への手数料）といった新たな家計負担がもたらされることにもなった。…このように、「成年後見の社会化」によって生じた費用と調整コストは、結局家族が負担することになったのである。」とされる（税所真也『成年後見の社会学』勁草書房、2020. p.148.）。

表3 法定後見制度の課題の指摘

選任 解任 終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定後見人を自由に選べない。親族以外の他人が選任される可能性が高い。</li> <li>後見人の選任については、当初から適切な人を選任すべきであり、不適切な方は退場していただきたい。交代を柔軟に行うために裁判所が中核機関の意見具申を考慮する仕組みの活用に期待。</li> <li>法定後見人の対応に不満が続いても解任することが難しい。本人が後見人と合わず、後見人を替えてほしいと言ったときに、本人の意向をどのようにして認めていくのかが課題。</li> <li>いったん利用すると基本的に本人が亡くなるまで続く。</li> <li>現行の「申立てをしたら後戻りできない」仕組みから、「どうしてもダメな場合はチェンジ可能」に転換するだけでも、利用者側からの制度信頼度は大きく向上する。</li> <li>「判断能力を欠く常況」、「(著しく) 不十分」は見極め困難であり、担当医師のさじ加減。</li> </ul>
業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>財産管理が主体で身上保護が薄い。家裁も身上保護に关心が薄い。誰が後見人になっても身上保護を重視した事務が行われるよう、後見人の事務の内容が平準化され質が担保されるものであってほしい。誰が後見人となっても意思決定支援の体制が担保できる仕組みがなければならない。</li> <li>善管注意義務、保護、本人の客観的利益という名の下で、十分な本人の意向確認もないまま本人の意思決定が覆されるという実情がある。</li> <li>後見人がほとんど面談に来ない。通帳の管理をしているだけ。財産の処分が硬直的になる。</li> <li>親が本人に残した財産は保全を求めているのではなく、本人のためにきれいに使ってもらいたい。</li> <li>本人の財産状況を教えてくれない（家族から）。</li> <li>医療行為への同意権がない。別途死後事務委任等が必要。</li> </ul>
報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>月額報酬に加えて遺産分割協議等には別途一時費用が必要となり、非常に費用負担が大きい。生活保護受給者も多い中、費用負担を考えると制度利用をためらう人も多い。</li> <li>報酬額は、介護保険と比較すれば高いと感じる一方、弁護士報酬からすると低いのではとも思う。</li> <li>資力の有無にかかわらず制度利用ができるためには、報酬があるから成年後見をするのではなく、被後見人の権利擁護をするために必要な費用は公的財源を含めて必要水準額を支給することが必要。</li> <li>中核機関未設置で親族後見人に対する支援が期待できないという理由で専門職を後見監督人に選任し、報酬を支払うのは不満。報酬の支払能力のない人がそこでも支援から漏れてしまうとの危惧。</li> <li>新しい報酬算定基準を公開してほしい。家裁により報酬額が異なるのは不公平。積算根拠を明らかにしてもらいたい。</li> </ul>
不祥事	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人による横領・詐欺が怖い。</li> <li>選任段階の情報収集・確認の不足、選任後の確認的監督を怠ったために不正が発生。</li> </ul>
支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人のことをよく知っている親が後見人になればよいという考え方であれば、制度を利用する必要なし。成年後見制度を利用する価値のある、安心できる仕組みにしてもらいたい。</li> <li>後見人に対する支援体制が見えにくいため、後見人の担い手もなかなか増えない。</li> </ul>

（出典）最高裁判所事務総局家庭局「後見人の報酬の在り方に関するヒアリング（議事録）」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000567860.pdf>>；津田昌彦「ある知的障がい者の家族から見た成年後見制度の課題と今後の具体的な対応案」『国際社会福祉情報』42号、2018、pp.34-36；伊藤崇「後見人の立場から成年後見制度を考える」『賃金と社会保障』1713号、2018.9.上旬、pp.13-16；水島俊彦「成年後見制度と意思決定支援」『自由と正義』68巻12号、2017.12、pp.48-58；周作彩「後見監督と裁判所」『都市問題』111巻10号、2020.10、p.84を基に筆者作成。

これを整理すると、①後見人等により本人（家族）の意思・ニーズに合致していない権限行使がなされること、②本人（家族）の報酬等支払の負担が重いことに收れんすると考えられる。

すなわち、①本人（家族）の意思・ニーズへの合致については、①a) マッチングの問題があり、申立人が示した候補者が後見人等になるとは限らず、その交代や後見等の終了も容易ではない。また、本人等の主導による後見人等の交代の手続がなく、また解任は後見人等の欠格事由となることから特に慎重な判断が求められ、その結果、本人等に不満があってもその苦情が後見人等の交代につながらず、本人等の意思やニーズに合わない権限行使が続いてしまう。①b) 権限・業務遂行の問題があり、医療同意権がない、死後事務が限定的といった点で本人（家族）のニーズに応えられていないことに加えて、業務遂行も後見人等によって格差があり<sup>(60)</sup>、

(60) 伊藤崇「後見人の立場から成年後見制度を考える」『賃金と社会保障』1713号、2018.9.上旬、p.15.

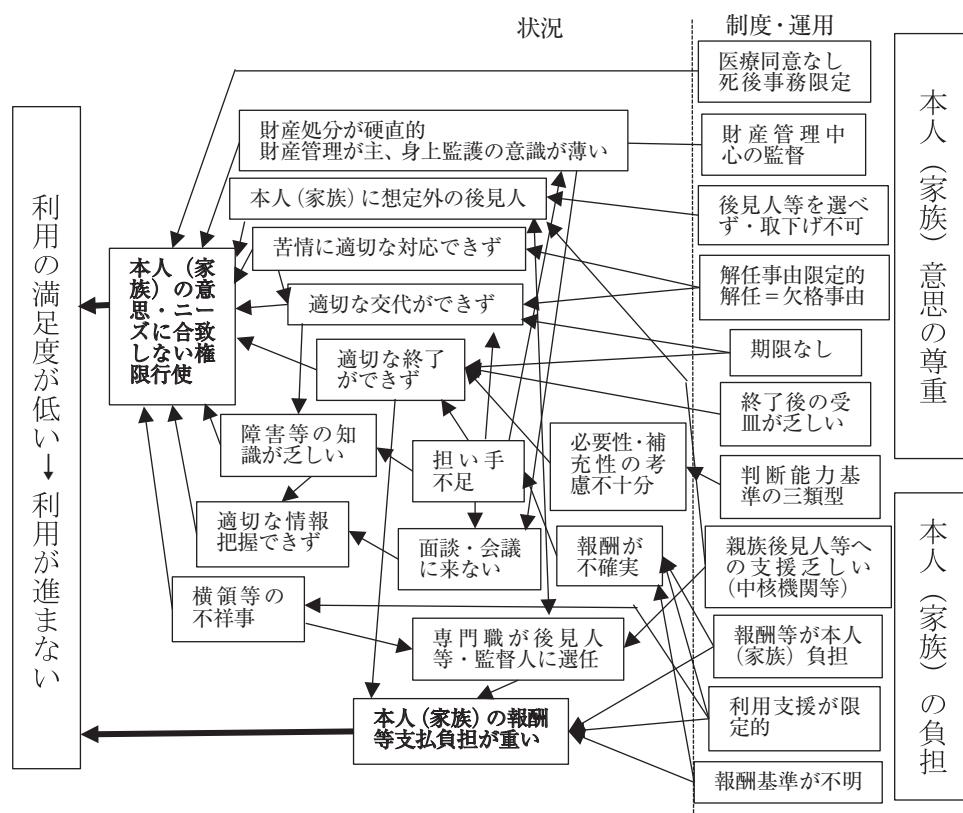
意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている<sup>(61)</sup>。また、①c) 詐欺、横領等の不祥事は、本人等の意思やニーズに合わない権限行使の最たるものといえる。

②本人（家族）の報酬等支払負担については、後見人等の報酬は、本人の財産の中から与えることができるとされている（民法第862条）。後見人の報酬は、通常の後見事務を行った場合の報酬の目安が月2万円などとされており<sup>(62)</sup>、成年後見が基本的に生涯続き、報酬も支払い続けることになるので、その経済的負担を嫌って、積極的な利用を躊躇（ちゅうちょ）する場合も少なくないと指摘されている<sup>(63)</sup>。成年後見制度利用支援事業<sup>(64)</sup>については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている<sup>(65)</sup>。

また、このような本人負担は、実際の報酬の支払が不確実になるということも招来するため、専門職後見人等の扱い手不足にもつながる。扱い手不足は、マッチング面を中心に各方面に悪影響を及ぼすことになる。

以上の状況を制度・運用にさかのぼって整理すると、図5のように考えられる。

図5 成年後見制度の利用が進まない理由



(出典) 筆者作成

## 2 任意後見制度の課題

任意後見制度は、任意後見監督人の選任申立てが874件（令和6（2024）年・図2参照）と

(61) 「成年後見制度利用促進基本計画」前掲注<sup>(35)</sup>, p.2.

(62) 東京家庭裁判所・東京家庭裁判所立川支部「成年後見人等の報酬額のめやす」2013.1.1. 裁判所ウェブサイト <<https://www.courts.go.jp/tokyo-f/vc-files/tokyo-f/kouken/0102R0704.pdf>>

(63) 内田 前掲注<sup>(11)</sup>, p155.

(64) 成年後見制度を利用することが有用であると認められる認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものに対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業（厚生労働省「成年後見制度利用支援事業について」（成年後見制度利用促進専門家会議第1回成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ 資料3）2022.9.27. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000991126.pdf>>）

(65) 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」前掲注<sup>(2)</sup>, p.16.

利用が低調であり、任意後見契約締結の登記数 16,253 件（令和 5（2023）年）<sup>(66)</sup>と比較して非常に少ないと指摘されている<sup>(67)</sup>。任意後見制度の利用状況に関する意識調査の結果は、表 4 のとおりである。

表 4 任意後見制度の利用状況に関する意識調査について

分類	アンケートの問（複数選択可） <sup>(注)</sup> アンケートの選択肢	A 任意後見監督人の選任の申立てをしていない理由		C 任意後見制度について、不便や不都合、制度を改正すべき点
		B 任意後見監督人の選任の申立てにつき消極的な理由		
ア 契約締結時の問題	相談窓口を探すのが負担	—	—	1,613 人 (6.3%)
	受任者を探すのが負担	—	—	1,433 人 (5.6%)
	公証役場に行くのが負担	—	—	4,864 人 (18.9%)
	判断能力低下時に、きちんと後見が開始されるか不安	—	—	2,742 人 (10.7%)
イ 任意後見監督人の選任申立て時の問題	判断能力に問題なく、不要	14,714 人 (67.8%)	—	—
	判断能力低下が不明	751 人 (3.5%)	—	—
	申立て必要と知らず	1,097 人 (5.1%)	—	—
	任意代理契約で支障なし	3,671 人 (16.9%)	3,160 人 (47.5%)	—
	裁判所への申立てが負担	1,299 人 (6.0%)	1,815 人 (27.3%)	—
	本人の同意が得られない	266 人 (1.2%)	350 人 (5.3%)	—
ウ 発効後に関する不安	監督人に誰がなるのか不明	1,077 人 (5.0%)	1,475 人 (22.2%)	—
	報酬支払に抵抗・負担	1,333 人 (6.1%)	1,544 人 (23.2%)	5,077 人 (19.8%)
	監督に抵抗・負担	1,197 人 (5.5%)	1,575 人 (23.7%)	5,833 人 (22.7%)
	監督の負担を軽減すべき	—	—	6,743 人 (26.2%)
	その他	2,608 人 (12.0%)	1,595 人 (24.0%)	3,291 人 (12.8%)
	無回答等	387 人 (1.8%)	238 人 (3.6%)	8,972 人 (35.0%)

\* 令和 3 年度・4 年度に任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（本人）及び受任者合計約 18 万人を対象に調査を実施し、調査票回収数が全体で 25,669 人（回収率：14.3%、内訳は、委任者（本人）5,819 人（22.7%）、受任者 19,644 人（76.5%）、無回答等 206 人（0.8%））とされる。

（注）A は「任意後見監督人の選任の申立ての有無」の間に「していない」と回答した者に理由を聞いたもの。B は A の「していない」の回答者のうち「今後、ご本人の判断能力が低下した場合には、任意後見監督人の選任の申立てをするか。」の間に「たぶんしない」、「しない」、「分からぬ」と回答した者に理由を聞いたもの。

（出典）「任意後見制度の利用状況に関する意識調査について」（民法（成年後見等関係）部会 参考資料 4）pp.8, 19-20. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001426832.pdf>> を基に筆者作成（ア～ウの分類は筆者）。

任意後見契約が発効するためには、①任意後見契約の締結と②任意後見監督人の選任申立てという二つの過程が必要であり、その利用が進まないということは、①任意後見契約の締結に至らない、②任意後見監督人の選任申立てに至らないという二つがあり得る（即効型は、両過程が同時に行われるので①のみ）。そして、上記意識調査の選択肢を分類すると、ア 契約締結時の問題、イ 任意後見監督人の選任申立て時の問題、ウ 発効後に関する不安の三つに分類することができる。このうち、アは①任意後見契約の締結に至らない原因、イは②任意後見監督人の選任申立てに至らない原因、ウは①、②双方の原因となり得る。

文献上でも、上記選択肢と同様に、アの受任者を探す負担<sup>(68)</sup>、制度の複雑さ・手続の煩雑さ<sup>(69)</sup>、イの申立てをしなくても支障がないこと<sup>(70)</sup>、申立ての煩雑さ<sup>(71)</sup>、本人の理解を得ることの難

(66) 「登記統計 総括・不動産・その他」e-Stat ウェブサイト <<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003206207>>

(67) 法務省民事局参事官室「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」2025.6, p.150. <<https://www.moj.go.jp/content/001442068.pdf>>

(68) 大貫正男「専門職における任意後見契約発効前の行動指針」『実践成年後見』108 号, 2024.1, p.28; 佐々木育子「積極的権利擁護と任意後見制度の活用」『社会保障法研究』12 号, 2020.12, pp.65-66.

(69) 矢頭範之「Legal Support News 任意後見制度において期待する中核機関の役割」『月報司法書士』587 号, 2021.1, p.92.

(70) 寺尾洋「任意後見契約の現状—移行型契約を中心に—」『法の支配』172 号, 2014.1, p.71.

(71) 同上

しき<sup>(72)</sup>、ウの監督を受けることへの抵抗・負担<sup>(73)</sup>、金銭負担<sup>(74)</sup>、後見人の権限濫用に対する不安<sup>(75)</sup>などが挙げられている。また、上記選択肢以外に指摘されているものとしては、広報・周知の不十分さ（認知度の低さ）<sup>(76)</sup>はアに、発効前の期間が長いケースでの意見相違時等の信頼関係回復の難しさ<sup>(77)</sup>、任意後見契約発効適否の見極めの難しさ<sup>(78)</sup>はイにそれぞれ分類できる。また、改善策としては、任意後見人（受任者）の確保とマッチングシステムの構築<sup>(79)</sup>、中核機関等による任意後見監督人選任申立ての支援<sup>(80)</sup>、任意後見制度・契約の更なる柔軟化<sup>(81)</sup>、家庭裁判所の直接的な監督の導入<sup>(82)</sup>、本人の費用負担の軽減<sup>(83)</sup>などが挙げられている。

### 3 小括

法定後見制度の利用が低調な理由は、幾つもの要素が絡み合っているが、①後見人等により本人（家族）の意思・ニーズに合致していない権限行使がなされること、②本人（家族）の報酬等支払の負担が重いことに收れんすると考えられる。また、任意後見制度の利用が進まない理由には、①任意後見契約の締結に至らないことに結び付くものと、②任意後見監督人の選任申立てに至らないことに結び付くものの二つがあり、発効後に関する不安は、①・②双方に結び付くものと考えられる。

## V 政府における成年後見制度の見直し

成年後見制度については、このような課題に対して、政府において、その制度・運用について見直しが図られている。具体的には、法務省は、中間試案において「終わらない成年後見」問題に対して、必要性を後見等の開始の要件とし、期間を定めて要件の有無を確認する等の方策を検討するなど、成年後見制度の幾つかの課題に対処し、厚生労働省も、中間検証報告書において第二期計画の運用の改善を図り、中間とりまとめにおいて「終わる成年後見」の受皿と

(72) 小佐波幹雄「品川成年後見センターによる任意後見契約発効前における本人支援の取組み」『実践成年後見』108号, 2024.1, p.61.

(73) 寺尾 前掲注<sup>(70)</sup>, p.70; 西川浩之「任意後見制度見直しに向けた検討試案」『実践成年後見』101号, 2022.11, p.93; 西希代子「無縁社会における任意後見制度の意義と可能性」『法曹時報』77巻3号, 2025.3, p.36; 岸川久美子「任意後見契約締結後の本人を取り巻く状況と利用促進に向けて」『実践成年後見』106号, 2023.9, p.37.

(74) 寺尾 同上, pp.70-71; 西川 同上; 岸川 同上 なお、しくみが整っている政令指定都市や中核市でも任意後見監督人の報酬が成年後見制度利用支援事業の対象とされていないことが指摘されている（岸川 同, pp.37-38.）。

(75) 寺尾 同上, p.67.

(76) 矢頭 前掲注<sup>(69)</sup>, p.92; 同上

(77) 大貫 前掲注<sup>(68)</sup>, p.35.

(78) 川勝健司「新宿区社会福祉協議会による任意後見契約締結および発効までの支援」『実践成年後見』108号, 2024.1, p.44; 布施憲子「任意後見受任者・任意後見人の実務のポイント」『実践成年後見』85号, 2020.3, p.39.

(79) 西 前掲注<sup>(73)</sup>, pp.47-49.

(80) 佐々木 前掲注<sup>(68)</sup>, p.70; 日本司法書士会連合会, 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート「任意後見制度の利用促進に向けての提言」2020.6.12, pp.1-2. <<https://legal-support.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/09/nkrst2020.pdf>>

(81) 具体的には、①委任内容の変更等、②予備的な任意後見受任者、③同意権・取消権の付与、④任意後見契約の段階的発効等（西 前掲注<sup>(73)</sup>, pp.41-47.）、本人が任意後見契約時に監督人の在り方や属性を選択できる制度の創設（岸川 前掲注<sup>(73)</sup>, p.39.）が挙げられている。

(82) 西 同上, p.39.

(83) 具体的には、成年後見制度利用支援事業の任意後見監督人報酬への助成の拡大（日本弁護士連合会「任意後見制度の利用促進に向けた運用の改善及び法改正の提言」2020.11.18, p.6. <[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion\\_201118\\_2.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion_201118_2.pdf)>）、公の機関や公的な法人（団体）による任意後見監督を低廉な報酬で利用できる環境の整備（西川 前掲注<sup>(73)</sup>, p.94.）が挙げられている。

なり得る日常生活自立支援事業と後見人等を支援する地域連携ネットワークの中心となる中核機関を充実しようとしている。

## 1 成年後見部会中間試案

法制審議会は、令和6（2024）年2月の成年後見制度の見直しについての諮問を受けて<sup>(84)</sup>、成年後見部会を設置して、成年後見制度の見直しに向けた調査審議を進めた。この諮問時において、成年後見制度に対して、「判断能力が回復しない限り、利用をやめることができない」という指摘…、成年後見人には包括的な取消権や代理権がありまして、本人の自己決定が必要以上に制限される場合があるのではないかという指摘…、本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現しない。その結果、本人がニーズに合った保護を受けることができない。そういうような指摘や要望…も含めた検討になっていく」とされた<sup>(85)</sup>。成年後見部会は、令和7（2025）年6月に「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」）<sup>(86)</sup>を発表した。この中間試案では、特に「終わる成年後見」が注目された<sup>(87)</sup>。

### （1）法定後見制度の枠組み（類型論）

中間試案においては、①現行法の規律の基本的な枠組み（事理弁識能力の程度に応じて成年後見、保佐及び補助の三類型を適用）を維持しつつ、所要の修正<sup>(88)</sup>をするという甲案（三類型案）、②事理弁識能力が不十分である者について、必要があると認めるときに、特定の法律行為に保護者の同意権や代理権を付与する審判ができるとする乙1案（一元化案）及び③事理弁識能力を欠く常況にある者について、必要があると認めるときは、民法第13条第1項の重要な法律行為等の取消権・代理権（保護B）を、それ以外の事理弁識能力が不十分である者に②と同じ保護（保護A）を付与するという乙2案（二類型案）が提示された<sup>(89)</sup>（表5）。

<sup>(84)</sup> なお、諮問に先だって、令和4（2022）年6月以降、公益社団法人商事法務研究会が主催した「成年後見制度の在り方に関する研究会」に、有識者に加えて法務省等の担当者が参加し、成年後見制度の見直しに向けた検討が行われ、令和6（2024）年2月に報告書（公益社団法人商事法務研究会「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」2024.2. <<https://www.shojihomu.or.jp/public/library/2237/report0602.pdf>>）が取りまとめられている。

<sup>(85)</sup> 令和6（2024）年2月13日小泉龍司法務大臣記者会見（「法務大臣閣議後記者会見の概要」2024.2.13. 法務省ウェブサイト <[https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08\\_00486.html](https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00486.html)>）

<sup>(86)</sup> 法制審議会民法（成年後見等関係）部会「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」2025.6. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001442067.pdf>>

<sup>(87)</sup> 「成年後見、終了規定新設へ 法制審試案 交代もしやすく」『日本経済新聞』2025.6.11; 「成年後見 途中終了可能に 法制審中間試案 制度の柔軟性向上へ」『読売新聞』2025.6.11; 「成年後見「必要に応じ終了」 中間試案 利用者拡大狙う 法制審部会」『毎日新聞』2025.6.11; 「成年後見 終了明確化へ 中間試案 手法・要件など3案提示」『産経新聞』2025.6.11; 「成年後見 終了明確化へ 3案 利用者の意思を尊重」『産経新聞』2025.6.11; 「成年後見 終身制撤廃へ 法制審部会 中間試案 期間設定可能に」『東京新聞』2025.6.10. 夕刊. なお、「大切なこととして、遺産の話が結着したら法律家の人たちには、相談のうえお引き取りいただくことでもよい。いつまでも月に2万円とかいう報酬を払い続けなければならない成り行きは、おかしい。」とされる（山野目章夫「成年後見制度の見直しがめざすもの」『月刊福祉』108巻3号, 2025.3, p.14.）。

<sup>(88)</sup> 所要の修正としては、法定後見に係る期間を設けるとの考え方、民法第13条第1項に規定する行為の規律を見直すとの考え方、事理弁識能力を欠く常況にある者が保佐及び補助の制度を利用すること並びに事理弁識能力が著しく不十分である者が補助の制度を利用することを許容する考え方、取消権者に関する規律を見直すとの考え方、後見開始の審判の要件審査を厳格にするために手続に関する規律を見直すとの考え方がある（これらの複数の修正をするとの考え方もある。）（法制審議会民法（成年後見等関係）部会 前掲注<sup>86</sup>, pp.1-2.）。

<sup>(89)</sup> 同上, pp.1-4. 上記の「二類型案」（中間試案乙2案）については、「法定後見制度に関する見直しのあり方について（第10回会議においてした発言の要旨）」（成年後見部会第11回会議 佐久間委員提出資料）2024.12.10 参照。なお、上山泰委員からも、別の二類型案が提案されている（上山泰「法定後見制度の基本枠組みについて（第10

表5 中間試案における法定後見制度の枠組み（類型論）に応じた整理

	三類型案 (甲案)	二類型案 (乙2案)	一元化案 (乙1案)
概要	現行法の三類型を維持しつつ、所要の修正	事理弁識能力が不十分な者に対する保護A（現行補助類似）と事理弁識能力を欠く常況にある者に対する保護B（取消権・代理権とともに重要法律行為・個別審判で付与（現行後見より狭い））	事理弁識能力が不十分な者に対する補助に一元化
審判への本人同意・異議		保護A: 内案…原則本人同意必要（例外：本人が意思表示不可能で、①本人の身体・財産に重大な影響ある場合 or ②本人に著しい不利益ある場合） 丁案…本人異議なし必要 保護B…同意等不要	甲案…原則本人同意必要（例外：本人が意思表示不可能で、①本人の身体・財産に重大な影響ある場合 or ②本人に著しい不利益ある場合） 乙案…本人異議なし必要
法定後見の終了		必要性がなくなったと認める場合には、家裁は審判取消し可	
財産の管理・代表（民859）		削除（現行成年後見の規定は不適用）	
財産調査・目録作成（民853） <sup>(注1)</sup>			
郵便物等の管理（民860の2、860の3） <sup>(注1)</sup>			
死後事務（民873の2） <sup>(注1)</sup>			
意思表示の受領能力（民98の2）			
時効の完成猶予（民158）			
受任者・代理人の法定後見利用と委任の終了・代理権の消滅（民653三、111①二） <sup>(注2)</sup>	現行法維持（現行後見の規定は新後見類型に適用） <sup>(注1)</sup>	保護A…現行成年後見の規定は不適用 保護B…現行法維持（現行成年後見の規定を適用） <sup>(注1)</sup>	削除（現行成年後見の規定は不適用）
成年被後見人の遺言（民973）			
本人の民事訴訟能力（民訴31）			
本人の人事訴訟能力等（人訴14）			事理弁識能力を欠く常況にある場合に保護者が訴訟当事者となり得る規律を検討
手続上の特別代理人（民訴35①、家事19①）			事理弁識能力を欠く常況にある場合に特別代理人の選任を認める
鑑定・意見の聴取（家事119、133、138、）		保護A開始・取消し、保護B取消し…原則医師の意見聴取 保護B開始…原則鑑定	甲案…同意権付与（本人同意なし）等は原則鑑定、同意権付与（本人同意あり）、代理権付与等は原則医師の意見聴取 乙案…原則医師の意見聴取

（法令名の略称等）「民」…民法、「民訴」…民事訴訟法、「人訴」…人事訴訟法、「家事」…家事事件手続法（数字は条・項・号（アラビア数字は条、丸数字は項、漢数字は号））

（注1）二類型案の保護Bは、対象者が事理弁識能力を欠く常況にある者であるが、保護者の権限は現行の成年後見人のような包括的な財産管理権ではない（法制審議会民法（成年後見等関係）部会「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」2025.6, pp.2-4. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001442067.pdf>>）。そこで、「法定後見の事務の規律の中で保護者が包括的な財産管理権を有していることを背景とするものについて、その見直しを検討する必要がある」とされている（法務省民事局参事官室「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」2025.6, p.75. <<https://www.moj.go.jp/content/001442068.pdf>>）。この点、財産の調査及び目録の作成の権限（民法第853条）について、「この義務は、成年後見人が、本人の全ての財産について包括的な財産管理権を有すること（民法第859条第1項）を背景としている」としつつ、「本人が事理弁識能力を欠く常況であることや保護者が一定の範囲の代理権を有する仕組みとすることを踏まえて、これらの事務（義務）に関する規律を維持することが考えられる」とする（法務省民事局参事官室 同, pp.75-76, 79.）。また、郵便物等の管理は、成年被後見人自身による郵便物等の適切な管理が期待できないこと及び包括的な財産管理権を有しない保佐人や補助人に認めるることは本人の通信の秘密を不当に侵害することになりかねないことに着目して成年後見に限って認められており、死後事務も、成年後見人が成年被後見人の財産について包括的な管理権を有していることに着目して成年後見人に限って認められている（大口善徳ほか『ハンドブック成年後見2法一成年後見制度利用促進法、民法及び家事事件手続法改正法の解説一』創英社／三省堂書店, 2016, pp.78-79, 89.）。法務

回会議における発言の補足説明）」（成年後見部会第11回会議 上山委員提出資料）2024.12.10；上山泰「法定後見制度の基本枠組みの再構築」『ジュリスト』1596号, 2024.5, pp.41-46.。「事理弁識能力を欠く常況にある者についても個別的な権限付与の可能性を認めるべきだ、基本的にはその事案において必要最小限の範囲の権限と能力制限にするべきだという発想をとってい」る点で「乙2案の整理の仕方と違う」とされる（「成年後見部会第17回会議議事録」2025.4.8, p.21.（上山泰委員発言））。なお、各案の名称は、冷水登紀代「成年後見／高齢者支援一法的観点から一」『法律時報』97卷10号, 2025.9, pp.102-104を参照した。

省民事局参事官室 同では、郵便物等の管理について、「事理弁識能力を欠く常況にある者の保護者の権限は成年後見人が有する権限と比べると限定されると考えられるものの、一定の法律行為について権限が生ずるとされているのであるから、本人の通信の秘密を不当に侵害するとまではいえない」として当該規律を維持するものとしているが（p.80.）、現行の保佐人との関係をどのように考えるか。加えて、三類型案において、事理弁識能力を欠く常況にある者に保佐や補助の制度の利用を認める場合には、これらの者について現行成年後見の規定の適用を認めるべき場合がなくてよい（事理弁識能力を欠く常況にあるので適用するか、保佐・補助を選択したのと不適用とするか）。これらの点についてやや不分明であったが、法制審議会民法（成年後見等関係）部会 同の整理に従った。なお、保護者が本人の財産状況を正確に把握することができるようするために、保護者は、家庭裁判所の許可を得て、本人の財産の状況を調査することができる旨の規律を設けるものとするとの考え方がある（法制審議会民法（成年後見等関係）部会 同, p.16 の（注1））。

（注2）受任者・代理人の法定後見利用と委任の終了・代理権の消滅については、甲案と乙案があり、表では甲案の整理を示した。乙案は、類型論のいずれの案でも、現行成年後見の規定を削除とする（法制審議会民法（成年後見等関係）部会「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」, pp.20-21; 法務省民事局参事官室「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」, pp.120-127.）。

（出典）法制審議会民法（成年後見等関係）部会「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」; 法務省民事局「成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）」2025.6. <<https://www.moj.go.jp/content/001442069.pdf>>; 法務省民事局参事官室「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」を基に筆者作成。

そもそも今回の法制審議会への諮問がなされた背景として、「利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない」、「成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある」という指摘が挙げられている<sup>(90)</sup>。この点、「保護の必要性を法定後見の開始の際の要件として考慮することとし、保護の必要性がなくなった場合に法定後見の終了を認めるという考え方をとることについて、概ね、合意があったように思われる」とされる<sup>(91)</sup>。そこで、判断能力の程度に応じて三類型が適用される現行法の枠組みを見直して、成年後見等の開始の際に必要性を考慮し、事後的にも必要性が消滅した場合には家庭裁判所が審判を取り消すことができるとして、その終了を可能としたのが一元化案及び二類型案、現行法の基本的枠組みを維持しつつ期間を設ける等の所要の修正で足りたのが三類型案といえる。また、一元化案においては一元化された保護、二類型案においては保護 A の開始等の審判をするには本人の同意等が必要とされる。各案を採用した際に整理が必要な箇所については、中間試案に詳細に言及されている（表5）。

## （2）類型論以外の法定後見制度の論点

中間試案においては、類型論以外の論点についても言及されている（表6）。

このうち、取消権者の範囲については、取消権・同意権が本人に対する権利侵害を回復するための権利擁護支援策の一つとして保護者に取消権を付与することが必要とする甲案（現行法維持）が主張された一方、取消権等が本人の自己決定を制約する性質を有するとして、本人の意思を尊重するために、取消権は基本的に本人が行使するものとして、保護者は本人が行使困難な場合として判断能力を欠く常況にある場合にのみ審判で取消権を付与されるとする丙案などが提案された<sup>(92)</sup>。

また、期間を設けるか否かという論点は、「終わらない成年後見」に対処するためのものである。一定の審判の際に家庭裁判所が法的効果の存続期間（任期）を定めるとする乙1案と法

(90) 法務省民事局 前掲注<sup>(55)</sup>, p.1.

(91) 法務省民事局参事官室 前掲注<sup>(67)</sup>, pp.13-14. 保護の必要性の要件の理解に関しては、成年後見部会において、①「特定の法律行為を取り消すことができるものとすることや特定の法律行為について保護者に代理権を付与することに関して、具体的な保護の必要性を認定する必要がある要件であるとの考え方」と②「本人の事理弁識能力の程度や本人が法定後見による保護を求めていることを踏まえて、抽象的には保護の必要性が存在しているとして、必要性の認定を阻却する事由がない限り、保護の必要性の要件を満たすとの考え方」の二つの考え方が出されたとされる（同, p.14.）。

(92) 法制審議会民法（成年後見等関係）部会 前掲注<sup>(86)</sup>, pp.7-8; 同上, pp.38-43.

定の期間とする乙2案がある<sup>(93)</sup>。いずれも保護者に報告をさせ、要件の有無を見直すというものである。乙1案は期間満了によって保護者の権限が終了する所以、報告を怠った場合に本人に不利益が生ずることを避けるため、職権による期間の伸長を認める考え方もある<sup>(94)</sup>。

保護者の解任・欠格事由は、「本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合つ

た保護を受けることができない。」という指摘<sup>(95)</sup>を踏まえて、保護者を交代させやすくするために、①解任事由として、現行法の規律（保護者に「不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるとき」（民法第846条））に「本人の利益のために特に必要がある場合」を念頭に、新たな解任事由の規律を設けるか否か、②欠格事由（同法第847条）として「その他の保護の任務に適しない事由」（及び新設する解任事由）により解任された場合を除外するか否かの組合せで4案が提案されている。保護者の選任、本人の意思の尊重・身の配慮、保護者の報酬等については、基本的に現行法を維持して文言の追加を検討するにとどまっている。

表6 類型論以外の法定後見制度の論点

申立権者（請求権者）	甲案…現行法維持（本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保護者、保護者の監督人又は検察官） 乙案…現行法の申立権者に加えて、任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であった者や利害関係人を含めて申立権者を広げる方向で見直す。							
取消権者（追認権者）	取消権者の範囲	本人等*	代理権を有する保護者	同意権を有する保護者				
	甲案（現行法維持）	全て	全て	全て				
	乙1案		全て	取消権付与保護者のみ				
	乙2案		取消権付与保護者のみ	全て				
	丙案		なし（事理弁識能力を欠く常況なら取消権付与保護者）					
※ 追認権者の範囲は、甲案・乙1案・乙2案では取消権者の範囲と同じ。 丙案では同意権者も追認可。								
* 本人、代理人（法定後見の保護者を除く。）及び承継人								
法定後見に係る期間	甲案…現行法維持（期間なし） 乙1案…①家裁はa代理権付与、b同意必要、c取消し可、d保護者選任の審判の際にその期間（任期）を定める。②保護者は期間満了前に期間の更新の要否について家裁に報告。③保護者及び審判の請求権者は期間の更新の申立て可。 乙2案…①保護者は法定期間経過後〇月以内に、家裁に法定後見の要件の存在に関する報告。②家裁はその報告又は職権調査により要件の存在が認められない場合には審判取消し。							
	保護者の選任							
保護者の解任・欠格事由	解任事由 欠格事由	現行法維持	拡大（「本人利益に特に必要」新設）					
	現行法維持	甲1案	乙1案					
	縮小（「その他不適任」（及び新設解任事由）除外）	甲2案	乙2案					
	本人の意思の尊重・身の配慮							
ア 本人に対し、必要な情報の提供、本人の意思の把握に努めなければならないことを明確化。 イ 取消権行使には本人の意思を尊重しなければならないことを明確化。								
保護者の報酬								
保護者の事務の監督								
相手方の催告権								
本人の詐術								

（出典）法制審議会民法（成年後見等関係）部会「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」2025.6. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001442067.pdf>>；法務省民事局「成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）」2025.6. <<https://www.moj.go.jp/content/001442069.pdf>> を基に筆者作成。

(93) 各論点の「甲案」、「乙1案」及び「乙2案」は、類型論の「甲案」、「乙1案」及び「乙2案」とリンクしない。

(94) 法制審議会民法（成年後見等関係）部会 前掲注<sup>(86)</sup>, p.11; 法務省民事局参事官室 前掲注<sup>(67)</sup>, pp.51-57.

(95) 法務省民事局 前掲注<sup>(55)</sup>, p.1.

### (3) 任意後見制度の論点

任意後見制度の論点としては、現行の後見監督人の必置に代えて家庭裁判所の直接監督も可能とするか否か、適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策としての申立権者の拡大や申立ての義務付け、任意後見制度と法定後見制度の併存の可否、任意後見契約存在時の法定後見制度利用開始の要件、予備的な任意後見受任者などが検討された（表7）。

表7 任意後見制度の論点

任意後見人の事務の監督の在り方	甲案…現行法維持 乙案…家裁の直接監督も認める
適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策	ア 申立権者を広げる方向で見直すことを検討 イ 一部の申立権者に申立てを義務付けることを検討
任意後見制度と法定後見制度との併存の可否	甲案…現行法維持（併存不可） 乙案…現行法削除（併存を認める）
任意後見契約存在時の法定後見制度利用開始の要件	現行法維持
任意後見契約の方式	現行法維持
任意後見契約の一部解除・当事者合意により事務委託の追加（変更）	引き続き検討
予備的な任意後見受任者	甲案…現行法維持 乙案…予備的な任意後見受任者の定め可

（出典）法制審議会民法（成年後見等関係）部会「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」2025.6. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001442067.pdf>>；法務省民事局「成年後見制度の見直しに向けた検討（中間試案）」2025.6. <<https://www.moj.go.jp/content/001442069.pdf>> を基に筆者作成。

## 2 成年後見制度利用促進専門家会議中間検証報告書

令和7(2025)年3月7日、厚生労働省の成年後見制度利用促進専門家会議は、中間検証報告書を発表した（表8）。第二期計画では、中間年度である令和6(2024)年度に、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされていることを踏まえ、成年後見制度利用促進専門家会議は、各施策の進捗状況を把握・評価した上で、各施策における個別の課題の整理・検討を行い、中間検証結果をとりまとめに至ったものである<sup>(96)</sup>。

表8 中間検証報告書のポイント（今後の対応）

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
(2) 総合的な権利擁護支援策の充実
2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
(4) 各種手続における後見事務の円滑化等
3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
4 優先して取り組む事項
(1) 任意後見制度の利用促進
(2) 担い手の確保・育成等の推進
(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進
(4) 地方公共団体による行政計画等の策定
(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

（出典）「（第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（概要）成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①・②」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001481296.pdf>> を基に筆者作成。

## 3 地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめ

令和7(2025)年5月28日、厚生労働省に設置された有識者会議である地域共生社会の在り方検討会議は、中間とりまとめ（以下「中間とりまとめ」）を発表した（表9）。中間とりま

(96) 成年後見制度利用促進専門家会議 前掲注(3), p.3.

とめにおいては、「成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性」として、(1) 日常生活自立支援事業<sup>(97)</sup>の拡充・発展により日常的な金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活支援等のサービスを提供する全国的な事業体制を構築すること、(2) 中核機関を①権利擁護支援の内容の検討・支援のためのコーディネート業務、②関係者のコーディネート業務を行うものと位置付け、法令上の規定を整備することなどを記載している<sup>(98)</sup>。

表9 地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめのポイント（抄・成年後見制度関連）

3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性
【対応の方向性】
(1) 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
○ 総合的な権利擁護支援策の充実に向け、以下について対応
・日常生活自立支援事業（日自）を拡充・発展、第二種社会福祉事業として法に位置づけ、全国実施体制を構築
・福祉行政による意思決定支援の範囲は、現行日自と概ね同範囲 <sup>(注)</sup> を基本
・市民が本人目線で意思決定支援を行う取組を促進
(2) 「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ
○ 以下について法令上の規定の整備を検討
・市町村は、①権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネート業務、②専門職団体・関係機関の協力・連携強化のために関係者のコーディネートを行う業務、の実施に努める
・①②の業務及び家裁からの意見照会対応機関として、市町村は「中核機関」を設置できる
・市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等を行うための会議体を設置できる
○ 小規模市町村は、都道府県の支援も活用しながら、必要な支援体制を整備
○ 「中核機関」の法律上の名称は、権利擁護支援推進センターを提案

(注) 預貯金の入出金を含めた日常生活費の範囲における簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等の生活支援サービスの利用に関する意思決定

(出典) 地域共生社会の在り方検討会議「「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ」2025.5.28, pp.26-29. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001499082.pdf>> を基に筆者作成。

#### 4 個別の課題の検討

##### (1) 保護者の選任・交代

後見人等の選任については、最高裁判所事務総局家庭局が各家庭裁判所に提供したとされる資料によれば、親族の後見人候補者がある場合においては、まずその選任の適否を検討し、①親族間の対立などがあり、親族等候補者の選任が相当でない場合、②本人のニーズ・課題の専門性が高い場合、③候補者の能力・適性が不足している場合、④不正行為防止の必要性が高い場合、⑤中核機関の支援が期待できない場合には専門職後見人や専門職後見監督人が選任されるとされている<sup>(99)</sup>。

(97) 日常生活自立支援事業は、「認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対し、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とするもの」とされる（『厚生労働白書 令和6年版 資料編』p.197. <<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/23-2/dl/08.pdf>>）。

(98) 地域共生社会の在り方検討会議「「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ」2025.5.28, pp.26-29. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001499082.pdf>>

(99) 「基本計画を踏まえた後見人等の選任の検討のための参考資料」（第3回成年後見制度利用促進専門家会議 資料1-②）2019.5.27. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000511770.pdf>>；厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室「成年後見制度利用促進専門家会議第3回議事録」2019.5.27, pp.4-6.（宇田川公輔最高裁判所事務総局家庭局第二課長発言）<<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000526595.pdf>>；太田章子「いま専門職後見監督人に期待される役割—親族後見人に対する支援の観点から—」『実践成年後

これを見ると、まず親族候補者の有無で場合を分け、親族候補者がいる場合も、①親族候補者の選任が不相当な場合を別にして、②課題の専門性（及び④不正防止の必要性<sup>(100)</sup>）と③候補者の能力等（⑤支援込み）を比較して、親族候補者が課題の遂行が可能なら親族候補者、困難なら専門職候補者が後見人等になると考えられる。

そこで、親族候補者の有無を横軸、専門的な対応の必要性の程度を縦軸に取り、各象限をI～IVで表すと（図6）、親族候補者がいるIとIVのうち、専門的な対応が必要なIVは親族後見人等、専門的な対応が必要なIのうちより専門性が低い場合は親族後見人等も可能であるが、専門性が高い場合は専門職後見人等が必要となる。親族候補者がいない場合は、専門性の高いIIは専門職後見人等、専門性の低いIIIは市民後見人にふさわしい分野であるが、市民後見人の就任が少ないとから、実際にはその大部分を専門職後見人等がカバーしていると考えられる。法人後見人等は、第三者後見人等（専門職後見人等+市民後見人等）の分野をカバーすると考えられるが、まだ数は多くない。近年の家族関係の希薄化により親族候補者が減少していることに加えて、以上のように市民後見人等や法人後見人等が十分増えていないこともあり、専門職後見人等が増加していると考えられる。

また、同じケースでも相続手続等が終了して必要な専門性が下がり、IからIVへ、IIからIIIへ（あるいは本来後見等の必要性がないIV'やIII'へ）と変化する場合（例えば図6のa1→a2（or a3））もあるが、「本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない」<sup>(101)</sup>と指摘されている。そのため、中間試案では、保護者を交代させやすくするために、解任事由の拡大及び欠格事由の縮小が提案されている<sup>(102)</sup>。

第二期計画に係る中間検証報告書においては、適切な後見人等の選任・交代の推進等についての「今後の対応」として、権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化、受任者調整に関する手引きの作成、後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討、更なる報酬助成の推進等の早期検討等の施策が掲げられている<sup>(103)</sup>。

見』84号、2020.1, pp.34-35; 渡賀昭太「家庭裁判所における後見人等の選任イメージ」『実践成年後見』97号、2022.3, pp.16-19.

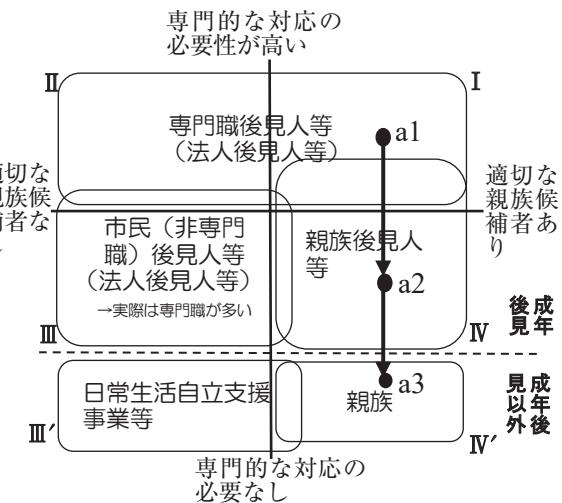
(100) 親族後見人等の比率の低下の理由に不正対応があるかに関しては、第一期計画では、「後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっている」（「成年後見制度利用促進基本計画」前掲注(35), p.2.）とされていたが、中間検証報告書においては、「親族後見人が候補者として挙げられている事案では、8割以上で親族後見人が選任されて」おり、「家庭裁判所が、不正事案への対応のために、親族後見人の選任をしない等の実情はない」（成年後見制度利用促進専門家会議 前掲注(3), p.20.）とされている。なお、「8割以上」については、令和6（2024）年において、申立書に親族の候補者が記載されている事件の割合が21.3%、親族が後見人に選任された割合が17.1%となっている（最高裁判所事務総局家庭局 前掲注(19), p.10.）。

(101) 法務省民事局 前掲注(55), p.1.

(102) 法制審議会民法（成年後見等関係）部会 前掲注(86), pp.12-13; 法務省民事局参事官室 前掲注(67), pp.59-68.

(103) 成年後見制度利用促進専門家会議 前掲注(3), pp.19-30; 「（第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（概要）成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①）（第5回成年後見制度利

図6 後見人等の振分けの理念型



（出典）永田祐「適切な後見人の選任および交代—地域連携ネットワークの役割と福祉と司法の連携に焦点を当てて—」『実践成年後見』97号、2022.3, p.5を基に筆者作成。

## (2) 親族後見人等及び市民後見人等の支援

親族後見人等及び市民後見人等については、中核機関による後見人等の業務の支援が期待される<sup>(104)</sup>。第二期計画では、全1,741市町村に中核機関を整備するというKPIを掲げたが<sup>(105)</sup>、令和6(2024)年4月1日時点では1,187市町村(約68.2%)となっており、中間検証報告書においてはKPIは達成できない見込みとされた<sup>(106)</sup>。ただ、同報告書においては、今後の対応として、「市町村においては、引き続き、協議会及び中核機関の整備等の地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある」とするとともに、厚生労働省においては、「成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割を明らかにする必要がある」として、「中核機関の位置付け及びその役割・名称や、地域における包括的・多層的な支援体制の在り方等」については、「地域共生社会の在り方検討会議」において検討を進め、厚生労働省において、その結果を基に所要の対応を行う必要があるとしている<sup>(107)</sup>。これを受け、「地域共生社会の在り方検討会議」は、中間とりまとめにおいて、中核機関について「法令上の規定の整備を検討すべき」<sup>(108)</sup>としている<sup>(109)</sup>。

## (3) 「終わる成年後見」とする場合の課題

成年後見を「終わる」ものとする場合には、どのように家庭裁判所に本人の心身の状態や生活の状況などの情報を伝えるか<sup>(110)</sup>が課題と指摘される。

中間試案においては、法定又は審判で定めた期間内に保護者が成年後見等の必要性の有無(期間の更新の要否)を家庭裁判所に報告することが提案されている<sup>(111)</sup>。

他方、本人が法定後見の利用を積極的にやめたいとの意思を表示する場合を取消しの審判の要件とするかどうかについては、そのような場合には法定後見による保護の必要性が失われた

用促進会議 資料1) 2025.3.25. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001481296.pdf>>

(104) 「成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される」と指摘されている(「成年後見制度利用促進基本計画」前掲注(35), pp.15-16.)。

(105) 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」前掲注(2), p.6, 別紙。

(106) 成年後見制度利用促進専門家会議 前掲注(3), p.40.

(107) 同上, pp.42-44.

(108) 地域共生社会の在り方検討会議 前掲注(98), pp.28-29.

(109) 中核機関以外の成年後見人に対する支援として、後見監督人は、監督事務に付随して行う事実行為の範囲内で、成年後見人に対して一定の指導・助言等の対応をすることが、法律上も想定されている(太田 前掲注(99), p.28.)、親族後見人による被後見人への支援の円滑化からも、専門職後見監督人の活用が急がれる(林真帆・織原保尚「成年後見制度と親族後見人—親族後見人を支える仕組みに関する検討—」『別府大学紀要』64号, 2023.2, pp.60-61. <<http://repo.beppu-u.ac.jp/modules/xoonips/detail.php?id=dk06406>>)と指摘されている。なお、大阪家庭裁判所家事第4部後見センターでは、令和4(2022)年2月から総合支援型後見監督人選任の運用(本人が一定の財産を有する後見開始事案について、親族後見人を選任する場合に、同時に専門職を後見監督人に選任し、親族後見人が、専門職である後見監督人による9か月の支援、指導を受けてもらうことによって、その後の後見事務を独立で行うことができるようになってもらうというもの)を行っている(井川真志「大阪家庭裁判所における総合支援型後見監督の運用」『実践成年後見』117号, 2025.7, pp.70-80.)。

また、市民後見人の阻害要因の一つとして、責任の重さに対する「心理的なハードルの高さ」があり、「チームで活動する法人後見人の支援員として活動するほうが心理的なハードルは越えやすい」と指摘されている(松下啓子・黒田研二「自治体による市民後見人養成の現状と問題点—市民後見推進事業を実施した自治体に対する質問紙調査の結果から—」『厚生の指標』65巻12号, 2018.10, p.42. <<https://www.hws-kyokai.or.jp/images/ronbun/all/201810-06.pdf>>)。

(110) 山野目 前掲注(87), pp.15-16.

(111) 法制審議会民法(成年後見等関係)部会 前掲注(86), pp.10-11.

ことを認定できると考えられるので独立した終了事由にする必要まではないとして、中間試案においては、本人の意思表示を取消しの要件とする提案をしていない<sup>(112)</sup>。

なお、中間とりまとめでは、中核機関は、本来の業務に加えて「家庭裁判所からの意見照会への対応を実施する機関」とされているが、これはいわゆる「終われる」後見制度となった場合に家庭裁判所における後見開始の取消しの審判に際して家庭裁判所から意見照会がなされることを想定するものとされる<sup>(113)</sup>。

また、成年後見が終わった後の受皿も重要な課題となる<sup>(114)</sup>。成年後見部会において、「後見が終了した場合の、その後の支援の受皿の一つとして、日常生活自立支援事業（日自）が想定される」<sup>(115)</sup>といった議論がなされている。第二期計画においては、「成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化」が掲げられ、中間検証報告書においては、「厚生労働省においては、成年後見制度と日常生活自立支援事業との今後の役割分担を整理した上での事業内容の見直しや利用契約の在り方等、日常生活自立支援事業の在り方の見直しや拡充についても検討する必要がある」とされている<sup>(116)</sup>。また、中間とりまとめにおいても、「対応の方向性」として、「日常生活自立支援事業を拡充・発展させて、…第二種社会福祉事業<sup>(117)</sup>として法に位置づけ、多様な主体が参画できるようにする必要がある」<sup>(118)</sup>としている。

#### (4) 意思決定支援

障害者権利委員会は、前述のとおり、我が国を含む各国に対して、代行決定から支援付き意思決定へのパラダイム転換を求めている。そして、令和2（2020）年10月、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が策定され、第二期計画においてもその普及・啓発による意思決定支援の浸透が図られている。

中間試案においては、「「本人の意思の尊重」の内容を明らかにすることを引き続き検討する」としつつも、意思決定支援について規定を置くことについては、「「意思決定支援」の具体的な

(112) 法務省民事局参事官室 前掲注<sup>(67)</sup>, pp.49-51.

(113) 地域共生社会の在り方検討会議 前掲注<sup>(98)</sup>, p.29; 福田宏晃「中核機関の現状と今後の在り方に関する政府の検討状況」『実践成年後見』117号, 2025.7, p.15.

(114) 韓国では、「精神的制約が比較的軽い人は勿論、精神的制約はどうあれ家族や知人の支援や保護を受け日常生活を営んでいる人に唯の助力では処理しえない法的問題が生じた際その解決のために一回的または一時的に保護措置が必要な場合に利用するために設けられたもの」として、特定後見が法定後見の一つの類型として規定されている（「諸外国における成年後見制度についての調査報告書—「成年後見制度の在り方に関する研究会」参考資料一」（法制審議会民法（成年後見等関係）部会第2回会議 参考資料2）2024, p.375.（朴仁煥執筆部分）法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001418851.pdf>>）。ただ、これについては、家族が特定後見終了後に財産を現金化し、その現金を横領・隠匿することが見受けられ、法院はこれを懸念しているとされる（裴光烈「特定後見の申請手続を含めた実務の状況と課題」『成年後見法研究』20号, 2023.6, p.101; 「諸外国における成年後見制度についての調査報告書」同, p.380.）。そして、特定後見は、期間の延長を繰り返しているのが現在の状況であるとされる（裴光烈「特定後見の申請手続を含めた実務の状況と課題」『成年後見法研究』20号, 2023.6, p.101; 裴光烈「特定後見の申請手続を含めた実務の状況と課題」『成年後見法研究』20号, 2023.6, p.101; 「諸外国における成年後見制度についての調査報告書」同, p.380.）。

(115) 「成年後見部会第8回会議議事録」2024.10.8, p.31.（野村真美幹事発言）。日常生活自立支援事業については、前掲注<sup>(97)</sup>参照。厚生労働省の調査研究事業においても、「今後、成年後見制度の運用等によって、成年後見制度から日常生活自立支援事業への移行による事業の利用ニーズが高まることも考えられる」と指摘されている（「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業 結果概要」p.23. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000797808.pdf>>）。

(116) 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」前掲注<sup>(2)</sup>, p.8; 成年後見制度利用促進専門家会議 前掲注<sup>(3)</sup>, p.7.

(117) 社会福祉事業のうち、比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）であり、経営主体に制限がなく、全ての主体が届出をすることにより事業経営が可能となる（「第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-fukushi-jigyou2.html>>）。

(118) 地域共生社会の在り方検討会議 前掲注<sup>(98)</sup>, pp.23-27.

内容がどのようなものであるかについては明確であるとまでいえ」ないなどとして、これを民法の明文規定で位置付ける提案をしていない<sup>(119)</sup>。

### (5) 報酬負担の在り方

民法第862条は、「家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。」とする。同条は、「後見人に報酬を与えないことを前提として、家庭裁判所が事情によって審判によって与えるという意味に解されている」<sup>(120)</sup>（無償後見の原則）。しかし、「専門職後見の健全な運用という面からは、例外とされる有償後見についても明確なルールを整備しておくことが絶対に必要」<sup>(121)</sup>とされる。

成年後見制度利用支援事業は、高齢者関係については介護保険の地域支援事業のうち任意事業として、障害者関係については障害者総合支援法の地域生活支援事業として、成年後見制度の利用が必要・有用な低所得の高齢者・障害者に対してその利用に要する費用（申立経費、後見人等の報酬）を助成している。いずれも実施主体は市町村で、負担割合は高齢者関係が国38.5/100、都道府県19.25/100、市町村19.25/100、1号保険料23/100、障害者関係が国1/2以内・都道府県1/4以内で補助となっている<sup>(122)</sup>。

地方自治体からは、「積極的に取り組む市町村の持ち出しが増え、負担が大きい」、「自治体での予算確保も困難になることが考えられるため必要な予算の確保をお願いしたい」、対象者や助成金額等を「どこの市町村においても同一の支援が受けられるよう統一してほしい」、「介護保険法に基づく任意事業の場合、上限額との絡みもあるため<sup>(123)</sup>、介護保険の地域支援事業ではなく、別の事業として位置づけしてほしい」といった声が挙げられている<sup>(124)</sup>。

成年後見制度利用支援事業については、厚生労働省において、令和5（2023）年5月に事務連絡<sup>(125)</sup>を発出し、成年後見制度利用支援事業の対象として、「市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること」、「費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること」、「後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること」

(119) 法務省民事局参事官室 前掲注<sup>(67)</sup>, pp.74-75. なお、成年後見部会では、主として民法第858条の本人意思尊重義務との関連で、「ガイドライン」の内容を保護者の義務として法制化するという考え方は、少なくとも検討の余地があるのではないかという意見（「成年後見部会第15回会議議事録」2025.2.25, p.17.（上山泰委員発言））、第858条の規律については現行の規律を維持するのがよい、意思決定支援は後見事務の指針として重要だが、明文規定において意思決定支援という用語を用いて保護者の義務を新たに設けることは慎重に議論すべきという意見（同, p.18.（野村真美幹事発言））、意思決定支援をせよという文言を民法の法文として入れるということは想像しにくい、平易な表現で意思決定支援の考え方方が大事であるということが伝わるような言葉遣いの工夫があつてもよいかもしれないという意見（同, pp.27-28.（山野目章夫部会長発言））、本人等に適切な情報を提供するよう努めるといったことを義務内容として明示することを考えてはどうかという意見（「成年後見部会第17回会議議事録」前掲注<sup>(89)</sup>, p.37.（山城一真委員発言））などが述べられている。

(120) 於保不二雄・中川淳編『新版注釈民法 25（親族（5）—親権・後見・保佐及び補助・扶養—）改訂版』有斐閣, 2004, p.437.（中川淳執筆部分）

(121) 上山 前掲注<sup>(57)</sup>, p.27.

(122) 厚生労働省 前掲注<sup>(64)</sup>, pp.5, 6, 12, 13.

(123) 高齢者に対する成年後見制度利用支援事業は、介護保険法上の地域支援事業に位置付けられており、市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている（同上, pp.6-8.）。

(124) 一般財団法人日本総合研究所「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」報告書」2023.3, pp.60-61. <[https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128\\_01.pdf](https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128_01.pdf)>

(125) 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」2023.5.30. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001453080.pdf>>

等の留意事項を示した。市町村においては、当該事務連絡等も踏まえ、成年後見制度利用支援事業の要綱を改正する等の改善を図っている<sup>(126)</sup>とされるが、成年後見制度利用支援事業の要綱の見直しを実施したことがある市町村に関するKPI（全1,741市町村）の達成状況は、高齢者関係では申立費用625市町村（約35.9%）、報酬711市町村（約40.8%）、障害者関係では申立費用619市町村（約35.6%）、報酬710市町村（約40.8%）となっている<sup>(127)</sup>。

報酬等の負担については、「わが国の成年後見ニーズの顕在化を妨げている最大の要因」であるとして<sup>(128)</sup>、「低資力者の利用を保障するために公的な助成の仕組みの拡充は必須」<sup>(129)</sup>とされ、「利用者の報酬だけで制度を維持することには限界がある。成年後見制度が、もはや純然たる財産管理制度ではなく、高齢化社会における福祉制度の側面を有することを正面から認めて、公的な負担で制度を運営すること」<sup>(130)</sup>、「報酬の負担への対応は、…成年後見サービスを福祉と捉えて公的な費用や保険で支えるという方策による対応」<sup>(131)</sup>などが提案されている。

この点、中間試案においては、基本的に現行法を維持し、保護者が行った事務の内容という考慮要素の明確化を検討することを挙げるにとどまる<sup>(132)</sup>。

## おわりに

自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションといった新しい理念を取り入れて誕生した成年後見制度の利用は、これまで低調に推移してきた。その原因は複雑で、解決は容易ではない。「終わらない」とされてきた成年後見制度が「終わる」ものとなるか（あるいは延長が繰り返されて<sup>(133)</sup>、保護者による家庭裁判所への報告の機会が増えただけに終わるか）、また、成年被後見人の行為能力の広汎な制限及び法定代理権という「現行法の制度設計は、再考を余儀なくされている」<sup>(134)</sup>とも指摘されている状況の下で、我が国の成年後見制度の制度設計について、どのような方向性が打ち出されていくか、といった点について、「利用者がメリットを実感できる成年後見制度」に向けての今後の動向が注目される。

（いしはら たかし）

(126) 成年後見制度利用促進専門家会議 前掲注(3), p.27.

(127) 同上, p.59. なお、成年後見制度利用支援事業の対象に生活保護世帯以外も含めている市町村は99%以上になっている（厚生労働省「令和6年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（詳細版）」2025.1, pp.17, 19. <<https://www.mhlw.go.jp/content/000973040.pdf>>）。ただ、民法上「被後見人の財産」（第862条）とされているが、政令指定都市だけ見ても世帯全員が地方税非課税など世帯単位の要件が多く見られる（「成年後見制度」2024.5.30. 名古屋市ウェブサイト <<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000043629.html>>；その他の各政令指定都市ウェブサイト）。

(128) 新井誠ほか編『成年後見法制の展望』日本評論社, 2011. p.62.（上山泰執筆部分）

(129) 上山泰「成年後見制度の利用促進に向けて」『都市問題』111巻10号, 2020.10, p.39.

(130) 内田 前掲注(11), pp.155-156.

(131) 同上, pp.142-143.

(132) 法制審議会民法（成年後見等関係）部会 前掲注(86), p.17.

(133) 裴 前掲注(14), p.103.

(134) 山城一真「民法のなかの成年後見法—論争史に焦点を当てて—」『THINK—司法書士論叢—』121号, 2023.3, p.95. <<https://www.shiho-shoshi.or.jp/cms/wp-content/uploads/2023/05/f5116a2cd1a9762fabe16570b0e6a644.pdf>>